

令和4年 第3回定例会 第2回臨時会

宇検村議会議録

令和4年 9月12日開会 定例会
令和4年 9月20日閉会

令和4年 10月 4日開会 臨時会
令和4年 10月 4日閉会

宇 検 村 議 会

令和 4 年第 3 回宇検村議会定例会

令和 4 年 9 月議会

令和4年第3回宇検村議会定例会会期日程

9月12日（月）開会～9月20日（火）閉会 会期 9日間

日 次	月 日	曜 日	会 議 ・ 休 会 ・ その他
第1日	9月12日	月	本会議（開会・一般質問・議案審議）
第2日	9月13日	火	常任委員会・全員協議会
第3日	9月14日	水	本会議（議案審議・閉会）
第4日	9月15日	木	一般質問
第5日	9月16日	金	一般質問
第6日	9月17日	土	予算審査特別委員会
第7日	9月18日	日	予算審査特別委員会
第8日	9月19日	月	予算審査特別委員会
第9日	9月20日	火	休 会

令和 4 年第 3 回宇検村議会定例会

第 1 日

令和 4 年 9 月 12 日

令和4年第3回宇検村議会定例会会議録
令和4年9月12日（月曜日）午前9時30分開議

1. 議事日程（第1号）

○開会の宣告

○日程第 1 会議録署名議員の指名

○日程第 2 会期の決定

○日程第 3 諸般の報告

○日程第 4 行政報告

○日程第 5 常任委員の選任

○日程第 6 議会運営委員の選任

○日程第 7 大島地区衛生組合議会議員の選挙

○日程第 8 一般質問（通告順）

3番 保池 穂好 議員

1番 倉本 富夫 議員

5番 肥後 充浩 議員

2番 壽山 新太郎 議員

○日程第 9 認定第 1号 令和3年度宇検村一般会計歳入歳出決算について

○日程第 10 認定第 2号 令和3年度宇検村国保事業特別会歳入歳出決算について

○日程第 11 認定第 3号 令和3年度宇検村国保施設事業特別会歳入歳出決算について

○日程第 12 認定第 4号 令和3年度宇検村簡易水道事業特別会歳入歳出決算について

○日程第 13 認定第 5号 令和3年度宇検村農業集落排水事業特別会歳入歳出決算について

○日程第 14 認定第 6号 令和3年度宇検村漁港漁村集落排水事業特別会歳入歳出決算について

○日程第 15 認定第 7号 令和3年度宇検村介護保険事業特別会歳入歳出決算について

○日程第 16 認定第 8号 令和3年度宇検村後期高齢者医療事業特別会歳入歳出決算について

（以上8件一括上程・説明・委員会付託）

○日程第 17 議案第39号 宇検村コミュニティバス運行条例の制定について

（説明・質疑・討論・採決）

○日程第 18 議案第36号 令和4年度宇検村一般会計補正予算について

（説明・質疑・討論・採決）

○日程第 19 議案第37号 令和4年度宇検村国保事業特別会計補正予算について

（説明・質疑・討論・採決）

○日程第 20 議案第38号 令和4年度宇検村簡易水道事業特別会計補正予算について

（説明・質疑・討論・採決）

散会の宣告

1. 本日の会議に付した事件
議事日程のとおり

1. 出席議員

議席番号	氏 名	議席番号	氏 名
1 番	倉 本 富 夫 君	2 番	壽 山 新太郎 君
3 番	保 池 穂 好 君	4 番	海 原 隆 家 君
5 番	肥 後 充 浩 君	6 番	吉 永 常 明 君
7 番	喜 島 孝 行 君	8 番	杉 浦 治 俊 君

1. 欠席議員

なし

1. 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

事 務 局 長	松 井	学 君	書	記	楠 田	綾 香 君
---------	-----	-----	---	---	-----	-------

1. 説明のため出席した者の職氏名

村 長	元 山 公 知 君	企画観光課長	辰 島 月 美 君
副 村 長	植 田 稔 君	教育委員会事務局長	藤 貴 文 君
教 育 長	村 野 巳代治 君	建 設 課 長	栄 平四郎 君
総 務 課 長	原 田 俊 昭 君	住民税務課長	柳 百々代 君
保健福祉課長	保 枝 力 人 君	産業振興課長	柳 栄 治 君
会 計 課 長	小 松 洋 仁 君		

△ 開 会 午前９時３０分

○事務局長（松井 学君）

ご起立願います。一同、礼。

○議長（杉浦治俊君）

ただいまから、令和4年第3回宇検村議会定例会を開会します。

これから、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお配りしたとおりです。

△日程第１ 会議録署名議員の指名

○議長（杉浦治俊君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって保池穂好君、海原隆家君を指名します。

△ 日程第２ 会期の決定

○議長（杉浦治俊君）

日程第2、会期決定の件を議題とします。

お諮りします。

本日定例会の会期は、本日から9月20日までの9日間としたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（杉浦治俊君）

異議なしと認めます。

会期は、本日から9月20日までの9日間と決定しました。

△ 日程第３ 諸般の報告

○議長（杉浦治俊君）

日程第3、諸般の報告を行います。

私の諸般の報告は、お手元にお配りしてあります報告書のとおりです。お目通しをお願いしたいと思います。

これで、諸般の報告を終わります。

△ 日程第４ 行政報告

○議長（杉浦治俊君）

日程第4、行政報告を行います。

村長から行政報告の申し出がありました。

これを許します。

○村長（元山公知君）

皆様、おはようございます。本日はまた、傍聴席にたくさんの方々がいらっしやいまして、大変うれしく存じます。ありがとうございます。また、民生委員の方々におきましては、日頃よりですね、地域の方々、またあらゆるところに目配り、気配りをしていただき、大変感謝しております。今後もしっかりとまた我々も連携しながら地域の福祉の向上に努めてまいりたいと思います。よろしくお願いいたします。

それでは、令和4年6月定例議会報告後の行政報告を行います。皆様のお手元にお配りしているとおりでございますが、主だったものを報告いたします。

6月14日、東京での農業農村関連会議に出席し、併せて省庁への要望活動を行いました。

6月15日、丸栄グループ100周年記念式典が奄美市であり、出席いたしました。

6月19日、大島地区消防操法大会が奄美市で行われ、宇検村チームを激励し、宇検村チームが見事優勝を果たしました。

6月26日、ケン復隊祭りがケンムンの館前で行われ、参加いたしました。

7月26日、世界遺産センターのオープン記念式典が奄美市であり、出席いたしました。

8月2日、七ヶ宿交流事業参加者の歓迎式を役場で行いました。

8月20日、沖縄県主催の対馬丸平和学習交流事業がやけうちの里で行われ、出席いたしました。

8月25日、県庁において県知事に対し、湯湾新村線早期完成の要望活動を行いました。

9月5日、役場で大島支庁との懇話会を開き、村事業の説明と意見交換を行いました。

以上で行政報告を終わらせていただきます。

○議長（杉浦治俊君）

これで、行政報告は終わりました。

△ 日程第5 常任委員の選任

○議長（杉浦治俊君）

日程第5、常任委員の選任を行います。

お諮りします。

常任委員の選任については、委員会条例第7条第1項の規定により、お手元にお配りした名簿のとおりに指名したいと思います。

ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（杉浦治俊君）

異議なしと認めます。

したがって、常任委員はお手元にお配りしました名簿のとおり選任することに決定しました。

これから、委員会条例第8条第2項の規定により常任委員会の委員長及び副委員長を互選していただきます。

委員会の場所は、総務文教常任委員会が議長室、建設経済常任委員会が議員控室と定めます。
暫時休憩します。

休憩 午前 9時35分

再開 午前 9時36分

○議長（杉浦治俊君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

各常任委員会の委員長及び副委員長は、次のとおり決定した旨通知を受けましたのでお知らせします。

総務文教常任委員長に肥後充浩君、同副委員長に海原隆家君、建設経済常任委員長に保池穂好君、同副委員長に喜島孝行君、以上のとおり決定しました。

△ 日程第6 議会運営委員の選任

○議長（杉浦治俊君）

日程第6、議会運営委員の選任を行います。

お諮りします。

議会運営委員の選任については、委員会条例第7条第1項の規定により、お手元にお配りした名簿のとおり指名したいと思います。

ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（杉浦治俊君）

異議なしと認めます。

したがって、議会運営委員はお手元にお配りした名簿のとおり選任することに決定しました。

これから、委員会条例第8条第2項の規定により、議会運営委員会の委員長及び副委員長を互選していただきます。

委員会の場所は議長室と定めます。

暫時休憩します。

休憩 午前 9時37分

再開 午前 9時38分

○議長（杉浦治俊君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

議会運営委員会の委員長及び副委員長は次のとおり決定した旨通知を受けましたので、お知らせします。

議会運営委員長に吉永常明君、同副委員長に肥後充浩君、以上のとおり決定しました。

△ 日程第7 大島地区衛生組合議会議員

○議長（杉浦治俊君）

日程第7、大島地区衛生組合議会議員の選挙を行います。

お諮りします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定によって指名推選にしたいと思います。

ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（杉浦治俊君）

異議なしと認めます。

したがって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定しました。

どなたか推選される方はございませんか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（杉浦治俊君）

7番、喜島孝行君。

○7番（喜島孝行君）

吉永常明君を推選します。

○議長（杉浦治俊君）

ただいま、喜島孝行君から大島地区衛生組合議会議員については吉永常明君との推選がありました。

ほかに推選はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（杉浦治俊君）

なしと認めます。

大島地区衛生組合議会議員に吉永常明君を当選人と定めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（杉浦治俊君）

異議なしと認めます。

したがって、大島地区衛生組合議会議員には吉永常明君が当選しました。

△ 日程第8 一般質問

○議長（杉浦治俊君）

日程第8、一般質問を行います。

順番に質問を許します。

3番、保池穂好君。

○3番（保池穂好君）

皆さん、おはようございます。本日はたくさんの方が議会傍聴にお越しくださいませ大変ありがとうございます。また、民生委員の皆様におかれましては、日頃から村民のためにご尽力くださりまして誠にありがとうございます。今日は皆様の前で大変緊張しておりますが、頑張っていきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

それでは、通告に従い一般質問を行います。

まず初めに、携帯電話不感地域の解消について。基地局整備費用の金額は。電波塔の必要性を6月議会で言っていたが、整備費用はいくらか、お尋ねいたします。

二つ目に、ジビエの処理施設の設置について。宇検村が発展していくためには必要と考えていますが、当局の考えをお伺いいたします。

三つ目に、農業振興について。各集落の農地面積をお伺いいたします。次に、農業用水の現状はどうなっているか。次に、農業用水施設が整備されているところもあるが、維持管理を軽減することはできないか。給食の村内産の農林水産物の使用状況をお伺いいたします。農教連携で農業振興、食育推進を図れないかお伺いいたします。

この後は通告席にて質問を行います。

○議長（杉浦治俊君）

ただいまの保池穂好君の質問に対して答弁を求めます。

○村長（元山公知君）

保池議員のご質問にお答えします。

まず、宇検村の発展についての1点目の携帯電話不感地域の解消についての①基地局整備費用の金額は、とのご質問ですが、基地局整備で最も適した場所は赤土山公園と考えていますが、基地局には鉄塔と局舎、無線設備が必要であり、1局あたり約6,600万円と見込んでおります。それに加えて、麓の石良集落から赤土山公園まで4キロあり、その分の伝送路を整備する必要がある、約2,500万円かかると思われます。合計で1局建設するのに約9,100万円かかることになると見込んでいます。

次に、②の電波塔の必要性を6月議会で言っていたが、整備費用はとのご質問ですが、電波塔というのは、赤土山公園から麓の石良集落までの間をカバーするためのものと思いますが、4kmの道筋は急カーブの連続で、電波の送受信にはかなり障害になるものと思っています。その4kmの不感地域を解消するには、同様の基地局を数カ所建設するか、小型基地局を道筋に数多く設置するしか、今の

ところ方法はないと考えております。小型基地局の設置費用は、過去の総務省資料から判断して、1局あたり約3,000万円ほどではないかと捉えています。

次に、2点目の食肉(ジビエ)処理施設の設置についての、宇検村が発展していくために必要と考えているが、当局の考えは、とのご質問ですが、現在、ジビエ利活用として補助金を利用して、県内に設置されている処理加工施設は8つ整備されております。奄美群島においても2施設が整備されております。この2施設においても視察を実施し、それぞれ施設の特徴があり有効的に活用されており、特に重要と思われることは施設の管理運営だと考えております。

また、捕獲については鳥獣害対策実践事業の緊急捕獲活動支援事業にて、令和2年、3年の年間平均捕獲数が約116頭となっており、うち自家消費として利用している個体をジビエとして活用し販売利用を進めることは必要であります。処理施設についてどこまでの工程を目指すのか、また、施設の管理体制をどこが担うのかを見極めた上で、今後の事業導入について考えております。

狩猟従事者の高齢化、鳥獣害対策として個体数の抑制、地域の食文化の継承、ふるさと納税の返礼品、観光資源等として期待される効果は多岐に及びますが、施設整備以前にガイドラインにより適正に解体処理できる人材の確保、販売にむけたルール作りについて、当事者である猟友会内において情報の共有が必要だと考えます。

次に、3点目の農業振興についての①各集落の農地面積はとのご質問ですが、宇検村の農地面積の合計は141.2haとなっております。

②の農業用水の状況はどうなっているのかとのご質問ですが、農業用水の状況については、各地区別に基盤整備等を行われた箇所については、事業計画や営農計画により農業用水施設整備は完了しています。そのため農業用水については、地域の受益者による共同利用、共同管理で施設の維持管理を行っているのが現状であります。

次に、③の農業用水施設が整備されているところもあるが、維持管理を軽減することはできないか、とのご質問ですが、水源管理や軽微な修繕は、高齢化・農家数の減による負担も地域ごとに異なり、増加することが想定されますが、地域の営農資源の保全という観点で重要なことであるため、地域ごとに丁寧な共同作業体系が必要と考えられます。

次に、④の給食の村内産の農林水産物の使用状況はとのご質問ですが、現在、教育委員会で把握している学校給食における地場産物活用状況についてですが、地場産物としては、県内産の食材として把握しておりまして、今年度6月の調査時点で、県内産が48.7%、県外産が35.3%、外国産が16%となっている状況です。本村は田検小中学校以外は各学校単独で給食調理場があり、給食物資納入業者もそれぞれの調理場で物資の取引をしております。そのため、調理場の限られた人員の中で、毎日の納入食材が村内産か、村外産かを判別することも難しい現状であります。また定量的な調査も実施していない状況です。しかし、事実上地元商店や事業者も納入業者に入っておりますので、例えば村内産の野菜でいうと、トマト・椎茸・冬瓜など、果物ですとパッションフルーツやタ

ンカン、その他に卵など村内で生産される品物を給食の材料として使用しております。

次に、⑤の農教連携で農業振興、食育推進を図れないか、とのご質問ですが、子供たちが豊かな人間性を育み、生きる力を身に付けるために食が重要であるとした食育基本法のねらいに即し、本村の学校でも様々な取り組みが行われています。例えば、今年度の4月、田検中学校が管理していますサトウキビ畑において、中学生に対して、サトウキビの植え付け指導とサトウキビの特徴や成長過程の説明を産業振興課職員が行いました。中学生たちは生育段階での村職員又は農家の方々との関りはあまりありませんが、途中の除草活動などを経た後、成長したサトウキビを収穫し、搾汁から黒糖づくりまでを再度、産業振興課職員及び黒糖工場の職員の方々の指導のもと行っております。田検中では、サトウキビの植え付けから畑の手入れ、収穫から黒糖ができるまでを学校の授業の一環とし、ここ近年は毎年実施しております。また、阿室小中学校では、ここ20数年来、稲作活動を苗作りから田植え・稲刈り・脱穀、そしてできたお米で餅つきまでを地域の方々の協力をいただきながら続けております。ほかの学校においても、キャベツやミニトマトを育て、ともすれば食との関係が最終段階での消費のみにとどまることが多い現代において、一連の流れを学ぶことや、田んぼや畑での作業をすることで、農産物を育てることの大変さや喜びを知り、食品廃棄の問題、ひいては食料自給率の向上の問題などにも子供たちの意識が向いて行くことを期待しております。また、村内における食育活動は、生活研究グループが「食の伝承講座」を通じて、島の食材・料理の紹介を実施しております。

以上であります。

○議長（杉浦治俊君）

再質問がありますか。

○3番（保池穂好君）

すみません、まず1点目なんですけども、不感地域の基地局整備についてでございます。答弁書を見るとですね、見込んでいますということが書いておるんですけれども、正式に見積りを取ったのか、ちょっと確認させてください。

○総務課長（原田俊昭君）

議員が正式に見積りをということでございますが、この携帯電話のエリア整備事業というのはですね、この事業を担えるのは大手の携帯電話、ドコモ、auとかですね、俗に携帯キャリアといわれている大きな事業所ですが、この地域で不感の地域のエリアがどの分で、どのくらい費用がかかるというのは、簡単に見積りをお願いできるものではなくて、その大手の事業所さんにですね、実際にやる意思を伝えて、それからその事業所さんにそこを見てもらって、それから申請を上げる、その申請を上げるというのをはっきりした上で話をしに行く。そういった順番を踏まないと具体的な金額は上がって来ないというのが実情であります。ですから、今回上げている数字というのは、大体同じような地域といいますか、例になるところ、赤土山に建てるとしたら、大体どんな感じということですね、分かりますけれど、それと似たところの例をもってきてですね、そちらでどれぐ

らいかかったというのを、そこの自治体と連絡を取り合いながら情報を得てですね、この金額を上げているわけでございます。以上です。

○3番（保池穂好君）

正式な見積りではないということで、似たような地域での事例の中でのこの金額ではないかということは理解できました。これから観光振興していく中、また宇検村の所得を上げていく中、そのですね、不感地域の整備は非常に大事だと考えているんですけども、答弁の中では整備するんだという意向を踏まえてじゃないと見積りをいただけないということだったんですけども、今、当局としてはまだ整備する考えはないということによろしいですか。

○村長（元山公知君）

保池議員のご質問にお答えします。整備する考えはあります。それで、保池議員も県のほうに要望というか、行かれたとお聞きしています、その携帯電話の不感地域のことで。それで、やはり我々も県のほうに要望したとしても、県は我々の不感地域が、ここが不感地域ですよということを総務省に伝えるだけでありまして、県がこの事業を決定するわけではありません。その大手の会社が決定するというので、やはり採算に合うのか、やはり少し前からですかね、以前は人が住んでいるところしかしませんということだったんですが、それがちょっと緩和されて、必要なところにはやはりそういうふうな整備をしていくという、また大手の会社の考えでありますので、そこをまた我々としては会社のほうに要望しながら、こちらのほうでできそうな、またニュアンスというか、そういうふうなものをちょっと我々としても探りながらですね、進めていきたいと思っております。

○3番（保池穂好君）

すみません、私は県のほうに情報提供、聞き取りはしたんですけども、要望としては立場がする身分ではないので、造ってくださいとか、補助金くださいとかいうお話はしていませんので、そこは正確にお伝えしておこうかなと思います。

その情報をつかんでということなんですけれども、奄美大島島内でも龍郷町がいい例としてですね、携帯の会社ともしっかりとした契約を結んで、維持管理等は携帯電話の方がするというので契約を結んでいると聞いていますので、こういう事例があるので早急にしてほしいなという気持ちがあるんですけども、ほかにやっぱりいろいろな情報が必要でしょうか。

○総務課長（原田俊昭君）

今、龍郷町の事例を議員がおっしゃいましたが、非常に参考になっておりまして、今、参考にしてこちらもいろいろなほかの情報も得ようとしてやっているんですが、確かにですね、観光関係ですか、現在、入込客数とか、非常に増えてきており、この赤土山線ですか、それはもう村内の方だけじゃなくてですね、奄美市の人も島内の人も観光客も全てが利用するというので、どんどんみんな関心が深まっています。そういった中においては、みんなが望むことなので、それは本当に実現しようと思っていて、先ほど村長が話されましたけれども、今、実際、大手の事業所にですね、

出向いて行こうとしているところであります。そのときにはまた県とも連携を取りながら進めていきたいと思います。ですから、そういった龍郷町のいろんな事例も含めてですね、予算規模とか、大体分かってきておりますので、後は、後はその建てた後の実施主体が村ですので、そこら辺の維持管理のところを、その話し合いの中で具体的につかんでですね、進めていけるとなれば進めていく方向で考えております。

○3番（保池穂好君）

課長がおっしゃったようにですね、維持管理のほうが今までネックだったと思うんですけども、何度も繰り返しますけれども、龍郷町のほうが維持管理のほうは携帯電話会社のほうがですね、やるということで契約しているみたいですので、ぜひ宇検村のほうもですね、そういった維持管理がかからない方向で契約できるよう進めていただきたいなというふうに思います。

それとですね、あと電波塔の話なんですけれども、小型基地局を数多く設置するしかないということなんですけども、私の情報によりますと、基地局1つで大丈夫じゃないかという関連会社からの正式な調査等をしていないのではっきりは言えませんが、ということをお聞きしております。この点についてもですね、しっかりと把握されて早急にしていきたいなと思います。

次に、ジビエ処理施設についてなんですけども、特に重要なのが施設の管理運営だと考えておりますということなんですけども、管理運営についてはどのようなパターンがあるか、どうしたほうがいいのかというのがありましたら教えていただきたいと思います。

○産業振興課長（柳 栄治君）

ただいまの質問にお答えします。管理運営は造ったあと、どのような形で施設を管理していくかというところを、現在造っているほかの施設のほうにも確認をしましたが、造った当時は猟友会のほうで管理をしているところもありましたが、その後、そういった人件費の問題だとか、その捕獲したイノシシの量だとか、そういったところで常時そこで配置をすることができないということで、役場の任用職員をお願いしたりだとか、そういった形の運営方法をしているところがあるということの確認をしております。

○3番（保池穂好君）

任用職員で管理していったほうがいいんじゃないかという考え、認識でよろしかったですか。

○産業振興課長（柳 栄治君）

いえ、我々のほうでは、造る段階でそういった運営をどのような体制で臨んでいくか。もちろん施設を造ることによってさまざまな食品衛生法だとかそういった許可も必要になってきますので、できれば猟友会のほうでそういった、まず、その施設でどこまで処理をしていくのか。そして、その販売だとか、そこで物を食べるところまで含むのかとか、そういったところも含めて協議をした上で、どこまでの施設を建てるのかということを考えていきたいと思います。

○3番（保池穂好君）

このジビエに関してなんですけど、ケンムンの館もできたことすし、ふるさと納税もですね、

年々上がっていつていますが、すごい、答弁書にもありますけども、すごい期待ができるんじゃないかなというふうに考えております。狩猟従事者の高齢化だとか、いろいろちょっとマイナスの部分も答弁で答えておられるんですけども、また若い人が猟友会に入ったりですね、いい意味でもたくさん期待できるんじゃないかなというふうに思います。その点についてはどんなふうに考えていらっしゃいますか。

○村長（元山公知君）

ご質問にお答えします。若手の方々も猟友会のほうに参加されて、また狩猟免許を取りながらということのを伺っております。大変うれしいことで、必要なことだと思って、ありがたく思っているんですけども、例えば、施設を建てた後に、その管理運営として猟友会の方々が、しっかりと自分たちが捕ったものを適性な、例えば処理をして、そこで解体するというふうな流れを、しっかりと何かこう、もっていただいているのかなというのを、まず最初、そういうのもしっかりと協議しながら、この施設を建設していくのが一番大事かなと思っております。やはり民間の方々、猟友会の方々が委託していただいたほうが、広がりがあると思います。ですからそこに我々としては頑張っていて、例えば、猟友会の方々がこういうふうな計画でやっていきたいと、だからこの施設が必要だというのであれば、我々としてはまたしっかりと協議をしながら、その建設に向けて進んでいきたいと思っております。

○3番（保池穂好君）

以前も議会のほうで話させてもらったんですけども、今回、令和4年度版のですね、鳥獣被害防止対策の交付金についていろいろと勉強させてもらったんですけども、何年か前に議会で質問させたときと同じく、施設の食肉利用施設ですね、の交付金額の上限としては、平米当たり24.8万円、2分の1以内ですね、とかですね、いろいろとまた補助が増えております。捕獲活動支援の単価アップですとか、あとおもしろいのはジビエカーですね、移動式の解体処理車の導入の補助とかですね、あと国産ジビエ認証制度というのとかもできておるようです。こういったのを活用してですね、前向きにしていいただければ、また宇検村の村民の皆さんの所得がアップして、またいろいろないい効果があると思いますので、ぜひ前向きに猟友会の皆さんとですね、協議して進めていってほしいなというふうに思いますので、よろしくお願いいたします。

ちょっと待ってくださいね。次にですね、農業振興についてなんですけれども、質問では各集落の農地面積のほうを聞いているんですけども、合計の面積しかお答えになっていませんが、もしよろしければ各集落の面積をお答えいただければなと思います。

○産業振興課長（柳 栄治君）

それでは、各集落の農地面積についてお答えします。宇検集落が9.6ha、久志集落が0.1ha、生勝集落が0.9ha、芦検集落が13.5ha、田検集落が11.1ha、湯湾集落が52.8ha、須古集落が11.6ha、部連集落が8.8ha、名柄集落が8.6ha、佐念集落が5.8ha、平田集落が10.5ha、阿室集落が5.3ha、屋鈍集落が2.5ha、の合わせて141.2haとなっております。

○3番（保池穂好君）

はい、ありがとうございます。農業用水なんですけれども、村長の施政方針の中でもあるように、農業の耕作放棄地ですね、開墾いきますか、何でしょう、開いていってですね、農業所得の向上、皆さんのまた生産意欲等、向上を期待するところなんですけれども、その地域地域によっては本当に、何ですかね、それぞれ皆さんが、この答弁書であるように、共同管理でね、行われているところなんですけれども、以前整備された沈砂地とかですね、もともとある施設が、土砂が流れてきたりして使えない、本当に、ところがあって、工夫されて使っているところはあるんですけど、こういったところをしっかりと整備してほしいなというふうなところが見受けられるんですけども、この点についてはどう考えているか教えていただきたいなと思います。

○産業振興課長（柳 栄治君）

それではお答えします。今議員がおっしゃったとおり、日常的な管理のほうはそういった管理体制を作っていて、各農家の方にしていきたいというところではありますが、台風や大雨のときで起きた土砂が溜まったりだとか、施設の漏水だとか、施設の修繕にかかる部分、大きなものに関しては村のほうで整備を進めていくという考えであります。

○3番（保池穂好君）

前向きな答弁、本当にありがとうございます。また若い人なんかも結構農業に興味を持ってやっているところが、私の校区でもちょっと見られてですね、そういったところもしっかりしていただければ、すごいありがたいなと思ったので質問させていただきましたが、本当に前向きな答弁、ありがとうございます。

それですね、給食の件なんですけども、ちょっと待ってください。村内産の農林水産物の使用状況とはいうことは、把握がちょっと難しいということでだったんですけども、県内産が48.7%、県外産が35.3%、外国産が16%という状況というのは分かりました。私が農教連携でというがですね、せっかく給食といって子供たちがご飯を毎日、給食で食べるわけですから、農業者の所得を上げるために、水産品目以外に例えばキャベツとかダイコンとかですね、日常食べるものを農業者の方に作っていただいて、給食で消費していただければ、子供たちも地域でこういうのが作れるんだということとかですね、農業者の所得につながるんじゃないかということで、こういったことを連携してできないかというふうに思いましたが、こういったことが可能かどうか、ちょっとまず伺いしたいと思います。

○教育長（村野巳代治君）

お答えいたします。先ほどの村長の答弁にもありましたように、何%村内産を使っていますという、ちょっと調査もしていないので数字を上げることはできませんけれども、今回の答弁では農産物だけなんですけれども、村内で採れたものの利用というか、そういったものはやっているということでもあります。それは調理場としましてもですね、子供たちの安全・安心を担保した上で、地元の方々が供給できる産物については、できるだけ取り入れるようにやっておるというふうにご理解い

ただいて結構だと思います。以上です。

○3番（保池穂好君）

教育委員会のほうでは供給していただけるんだったら、もちろん使わせていただきますという認識でよろしかったですかね。はい、ありがとうございます。そしたらですね、農業者の方ですね、依頼して、こういったことを進めていくことが、したほうがいいんじゃないかなというふうに思うんですけど、それについてはいかがが考えでしょうか。

○産業振興課長（柳 栄治君）

先ほど教育長のほうからも、そういった地元の農産物、その他のやつを給食のほうに使っていきたいということです。我々もまた生産者の方にそのようなことを伝えて、また学校の献立だとか、そういった時期的なものもあると思うので、そういったときに各品目が確保できるような体制の指導を、また今後行っていけたらと考えております。

○3番（保池穂好君）

前向きな答弁、本当にありがとうございます。村民の皆様の所得とですね、また、島の宝である子供たちが島のものを食べて大きくなっていただいたら、本当うれしいなというふうに思います。少々早いですけれども、私の一般質問はこれで終了させていただきたいと思います。ありがとうございました。

○議長（杉浦治俊君）

これで3番、保池穂好君の質問を終わります。

暫時休憩します。開会は10時25分とします。

休憩 午前10時12分

再開 午前10時25分

○議長（杉浦治俊君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、1番、倉本富夫君。

○1番（倉本富夫君）

皆様、おはようございます。通告に従い、一般質問を行いたいと思いますが、その前に一言、所見を申し上げたいと思います。今現在でもなかなか収まりを見せないコロナウイルスで、村内各集落の豊年祭や村内イベントが中止している中で、8月28日に宇検村連合青年団主催のeスポーツ大会が開催されました。島内いろいろな場所からの参加者、大人、子供と世代を越えて白熱した試合で、観戦も大変盛り上がりしました。現在、連合青年団23人と、以前よりも人数が減少している中の有志13名が立案、準備、そしてイベントを実行していく力に感動しました。また、私自身もSNSの重要性を再認識して、今後につなげていけるように考えていきたいと思います。

では、一般質問を行います。

まず一つ目に、農業振興についてです。3月議会一般質問でも話しましたが、一つ目に遊休農地解消の施策はどれくらい進んでいるのか。また、作付する品目は何を検討しているのかです。

二つ目に、パイプハウスのリース事業の申込状況は。

次に、県道管理について。村として対応はどのような方法を取っているのか教えていただきたいと思います。

次に、どんと券についてです。現在、行政が考えている地域商品券事業補助金の目的と課題をどのように分析しているのかお伺いいたします。

あとは通告席にて再質問させていただきます。

○議長（杉浦治俊君）

ただいまの倉本富夫君の質問に対して答弁を求めます。

○村長（元山公知君）

倉本議員のご質問にお答えいたします。

まず、農業振興についての1点目の遊休農地解消の施策はどのくらい進んでいるのか。また、作付けする品目は何を検討しているのかとのご質問ですが、本年度より、株式会社宇検村元気の出る公社の職員等を増員して、耕作放棄地解消対策を実施しております。現在、実施している地区としては、阿室地区の基盤整備地、及び広下地区の基盤整備地を対象として開墾しており、現在までに、阿室地区では約1.8haを開墾して、基幹作物である、サトウキビの植付けを予定しております。また、湯湾広下地区に於いては、約30aの農地を賃貸借して、たんかんを植付け、スピードスプレーヤー等による機械を用いて、維持管理を予定しており、スマート農業への変革も併せてPRしながら運用し、モデル圃場として、たんかんを植付ける予定としております。

次に、2点目のパイプハウスのリース事業の申し込み状況はとのご質問ですが、現在、農業委員会を通じ数件の問い合わせにとどまっており、今後広報等による事業の周知を図り、ハウスの対象品目は重点品目以外でも、生産者の意欲と事業計画の実効性を審査し、地域の生産につなげていけるよう指導体制を整えていきます。

次に、県道の管理についての村としての対応はどのような方法をとっているのかとのご質問ですが、県道の除草・植栽の管理については、県より年間をとおして村へ権限移譲されており、名瀬瀬戸内線が約31km、湯湾新村線が約9km、曾津高崎線が約12km、全体延長約52kmの区間で除草作業を年2回、路傍樹剪定を年に1回を標準とし、村内の草刈り事業班に委託し管理作業を行っております。

道路の維持補修管理に関しては、村内の県道を3区間に分けており、大和村との村境から湯湾間を1区間、湯湾から名柄間と湯湾から八津野橋間を1区間、名柄からカンツメ碑間と名柄から屋鈍間を1区間として、村内の土木建設3事業者が県から業務委託されております。

また、通常の巡視パトロールも、県より業務委託された事業者が週に2～3回、巡回を行っており、県道の異常時には即、安全対策の対応ができるよう体制を構築しております。そして、村は、村民からの報告や相談があった場合や、村道管理の現場パトロール点検を行った際に、危険箇所や

補修等が必要と思われる箇所を確認した場合には随時、県へ報告・相談、また、要望を行い県道の安全対策に努めております。

次に、どんと券についての現在、行政が考えている地域商品券事業補助金の目的と課題をどのように分析しているのかとのご質問ですが、地域振興券事業は、村内の消費者の購買意欲を高め、村内経済及び商店などの活性化を図ることを目的として取り組んでいるところです。事業の効果や分析は、実績報告時に委託先である宇検村商工会と協議を重ねてきました。課題対策としましては、多くの方に利用していただけるよう、また、利用者の偏りをなくすため、事業期間の延長をし、令和4年度の事業に活かしているところであります。以上であります。

○議長（杉浦治俊君）

再質問がありますか。

○1番（倉本富夫君）

農業振興のほうについてです。まず、なぜ阿室地区ではサトウキビで、湯湾広下地区ではたんかんを植え付けるのかの理由がちょっとほしいです。

○産業振興課長（柳 栄治君）

お答えします。阿室地区では現在1.8ha開墾が進んでおり、今後また、今耕作されていないところに関しても、今後、開拓を進めておりますが、元気の出る公社が管理をするにあたって、どうしても移動の距離だとか、機械を運搬する、そういった時間だとか、そういったロスが生まれるので、阿室に関してはサトウキビを植付けたい。それと阿室の場合は、もし、大分1.8ha開拓した後に、営農でしやすいような状況になっております。そういったところを踏まえて、もし借り手の方がいらっしゃったり、担い手の方が耕作したいという希望があれば、すぐ転換できるようにサトウキビを植え付けようと考えております。

○1番（倉本富夫君）

広下地区は、またたんかんと言われてますけど、機械を用いて、そのスマート農業を目指しているということなんですけど、機械はいろいろとサトウキビの機械とかもあるんですけど、何で広下地区は、何だろう、たんかんなのかなというのをちょっと教えてください。

○産業振興課長（柳 栄治君）

お答えします。広下地区では休んでいる農地を集積して、大型機械の導入だとか、広下地区にたんかんを植えることによってモデル地区となるようなJAだとか、普及所に指導をいただいて、今後、どのような形でたんかんの植え付けを行っていくか、そういったところを実験的にやってみて、そこを通して観光農業だとか、そういったところのモデルになるようにたんかんのほうを植え付ける考えであります。

○1番（倉本富夫君）

広下地区でたんかんを植えるということなんですけど、たんかんを収穫するに当たって、5年から10年ぐらい期間が必要だと思うんですが、その期間ずっと借りれるようにしていくような感じにな

るんですか。

○産業振興課長（柳 栄治君）

お答えします。広下地区に関しては、所有者のほうを確認をして、一応賃貸借契約を結んで、5年間という貸付けを予定しております。

○1番（倉本富夫君）

その借りてたんかんを作るじゃないですか。何年という一応契約をすると思うんですけど、たんかんを植え付けして、それまでにかかった費用とかは回収できるような感じになるんですかね。

○産業振興課長（柳 栄治君）

お答えします。今、議員がおっしゃっており、たんかんを生産して、それを出荷するという段階まで4年若しくは5年かかりますので、その間は公社のほうで事業として行って、その後、その土地を所有者の方が使いたいという意向であれば返して、引き続き公社のほうでという場合は、その後の収穫に関しては公社の収益になるというふうに考えております。

○1番（倉本富夫君）

公社のほうでと言ったんですけど、今後また遊休農地を解消していくのかというのも、今後どういうふうな感じで考えているのか教えていただきたいです。

○産業振興課長（柳 栄治君）

お答えします。本年度は阿室地区と広下地区の5haを予定しておりますが、今後はほかの集落においても耕作されていないところがありますので、そこを年々耕作していくようにしていきたいと考えております。

○1番（倉本富夫君）

とてもいいことだと思うんですけど、その遊休農地を解消して行って、公社にその後、作付けとかをお願いしていくということになると思うんですが、今、ちょっと農業をしている人も高齢者が増えてきたりしてて、なかなか自分でできないから、そのままほっとくみたいな感じになってくると思うんですよ。担い手の問題とかもあって、なかなか担い手も村内にいないような状況だと思うんですが、そうすると、今からもずっと公社が遊休農地、開墾していった場所を管理していくのかというのをちょっとお聞きしたいです。

○産業振興課長（柳 栄治君）

公社のほうで現在耕作されていない土地に関して開拓はしていきますが、あくまでも基本は担い手の方、もしくは農業委員会等を通して、その開けた畑をほかの方に使っていただくというところが基本だと思います。そういった方をまた今後、担い手育成だとか、例えば公社の職員としてそういった方を雇いながら、そして担い手育成につなげていくだとか、そういった考えを持っております。

○1番（倉本富夫君）

ぜひちょっとその育成、担い手の育成のほうをしていただきたいなと思います。なかなかやっぱ

り農業というのは厳しいんで、公社に働きながら担い手のほうを作っていただいて、今後また農業者を増やしていってもらいたいと思います。そのほかにも公社はいろいろと公園とか、あと林道とかの作業を行っていると思うんですけど、今現在、人数がちょっと何名か分からないんですけど、足りてないような感じに思えるんですけど、今後また増やしていくのかなという、増やせたら農業の担い手とかも作れていいのかなとか思うんですけど、一応、今年度はこの形でいくと思うんですけど、来年度以降増やしていくかどうかというのを考えているんでしょうか。

○村長（元山公知君）

議員のご質問にお答えします。議員がおっしゃるとおり、今年度からその耕作放棄地の解消、遊休農地ですね、解消等を図りながら、また公社のほうでは村道等の管理、伐採等ですね、それをしてもらっているんですけど、やはり開墾というか、耕作放棄地を開けた後の、作物を植えて、その管理というのがなかなかちょっと今の人数ではちょっと難しいのかなと、やはり議員おっしゃるとおり、把握しているところです。それで、いろいろな政策もありながら、地域おこし協力隊という制度が、国の交付金として、若者ないし、また農業に意欲のある方を今年度から地域おこし協力隊の名前をシマっちゅ見習い隊と改めまして、そのほうが何かこう、すんなり島の方々と地域の方々と、何かこううまくいけるのかなということで、シマっちゅ見習い隊という名称で募集をかけまして、それで農業の仕事に携わってもらいながら、後々その子たちが、その方たちが、その開墾した農地のほうで担い手としてやっていくというような流れを、今作りたいということで、今庁内では協議しているところでありますので、皆様のご理解、ご協力を賜りたいと思います。よろしくお願いいたします。

○1番（倉本富夫君）

補正のほうに上がっていた、何だろうなと思ったやつの話でした。とてもいいことだと思うので、そうですね、担い手のほうを今後もまた増やしていってもらいたいと思います。

その広下地区のたんかんと、あとサトウキビ、阿室地区のサトウキビは今年度に植えるということだったんですけど、その後のサトウキビだったらシン柵、たんかんだったら苗代とかいうのは準備できているのかなというのをちょっとお聞きしたいです。

○産業振興課長（柳 栄治君）

お答えします。まず、阿室地区のイノシン防護柵については、前回事業を導入して外周を回してあったんですが、今回開墾したことで、畑1枚1枚に対しては柵がない状況です。今後、どういった管理をしていくかということを踏まえて、要望があれば設置をしていきたいと考えております。

広下のたんかんに関しては、JAだとか、役場のほうで、こういった形でそこをモデル地区として植えていくかということを考慮した上、苗代うんぬんは、また今後協議をして、可能であれば村で計上して、モデル地区として進めていきたいと考えております。

○1番（倉本富夫君）

サトウキビに関してですけど、公社が今度、夏植えになるのかな、夏植えをすると思うんですけ

ど、ほかに補助で新規就農者に、就農者というか、新植する人にサトウキビの種を公社のほうがやっているといると思うんですが、その種のほうは新植する人に全員にちゃんと回っているのかと、あとまた、その公社が今開墾した土地に、その種が全部行き渡るのかというのをお聞きしたいです。

○産業振興課長（柳 栄治君）

お答えします。議員がおっしゃったとおり、阿室地区で今後、残りのところも含めて開墾しますと、サトウキビの種キビの分は全部が補えないかと思しますので、そこに関してはヒマワリやルーピンやら、そういったもので管理をしていきながら、後々またサトウキビのほうに転作できたらというふうに考えております。

○1番（倉本富夫君）

今、トラクターでサトウキビのほうも植え付けて、いろいろとスピードレイアで肥料、肥料じゃないや、除草剤、いろいろとたんかんの畑とかも手がかからないようになっているんですけど、農繁期、開墾をし始める時期が大体今ぐらいの時期からかな、農業をやる人、また3月ぐらいのは、2月の終わりぐらいからかな、サトウキビの収穫とか、いろいろ入ってくると思うんですけど、大型機械のほうは今現在、70のトラクターが1台と、あと30のトラクターが1台で、18のトラクターが1台、あとミニコンボとスピードスプレイヤーが入っていると思うんですけど、収穫した後に、サトウキビを収穫した後に、何だろう、株割りとか、根切りとか、いろいろなトラクターを使う行程、行程というか、作業があるんですけど、もし公社に委託すると、頼んでやると、長い時間待ったりしたりする人が結構いるんですよ。そのトラクターを今、ちょうど今、畑に入れる大きさのやつとかを、中型ぐらいのやつとかを、ちょっと増やせないかなとか思ったりするんですけど、機械自体がうまく回っているのか、回るのかというのを、今後ですね、回るのかというのをちょっとお聞きしたいと思います。

○産業振興課長（柳 栄治君）

それではお答えします。議員がおっしゃったとおり、ホイールトラクターが3台、そのほかには一ベスター、スピードスプレイヤー等が入っておりますが、現在、公社のほうでそれを運転をする職員も、まだ今年から始めたばかりで不慣れだとか、そういったところもありますので、今後、遊休地を解消することによって、そういった作業が増えていくということは、農業振興につながることで、そういった場合にはまた機械の台数だとか、そういったところも今後協議をしながら、作付けを行っている方にすぐ対応できるような形が取れるように考えていけたらと思っております。

○1番（倉本富夫君）

なかなかこの時期、阿室地区にトラクターが行って、広下でまたトラクターを頼まれて、久志、生勝とかに行ってトラクターを頼むという人が多いと思うんですよ。いろいろ多分、公社の人も説明して何日の何日に行けますとかいうのもある、言っていると思うんですけど、なかなか天気次第とか、ああいうのも関係して、雨の後だとちょっと入れないとかいうのもあるので、できれば晴

れた日に一気にぱつというか、一気に終わらせていったほうがいいのかなと自分的に思うんで、ちょっと機械のほうを大きい畑を耕耘できるトラクターのほうをもう1台でも購入してもらって、大きい場所に行けるような、大きい場所というか、うまく言えないな、購入していただきたいなと、自分的に思います。

あとその次に、パイプハウスのリース申込みは、今年度実施の事業だと思うんですけど、いつごろ一応建てる予定なのか。来ている人の中で今後またいろいろ計画があると思うんですけど、今後の計画の内容を教えていただきたいなと思います。

○産業振興課長（柳 栄治君）

それではお答えします。パイプハウスのリース事業の申込みは、現在のところ問い合わせは2件きております。その方とまた経営状況などを判断し、事業課に向けて今後検討して、年内に事業実施できるように協議を行っていきたいと考えております。

○1番（倉本富夫君）

年内に建てて、その2件の方が申込んでいると思うんですけど、また来年度も実施していく予定ですか。

○産業振興課長（柳 栄治君）

お答えします。今後もそういった農家の方の要望があれば、同じような事業を継続して行っていきたいと考えております。

○村長（元山公知君）

このパイプハウスのことですが、まず先ほどのシマっちゅ見習い隊の件で、今回の補正に上がっているシマっちゅ見習い隊は、ちょっとまた違うシマっちゅ見習い隊の募集でして、今後また12月、来年度に向けての募集を考えているのが、またこの農業に関係のということで、まず訂正をというか、誤解のないようにということで申し上げておきます。このパイプハウスにつきましてもですね、今後、同じような事業を続けていきたいというのもあり、例えば先ほど答弁させていただいた公社のほうで、例えば農業の研修をしたあとに、このパイプハウスのリースのような形で、そこでしっかりと研修とか、そういうふうな農業を学んだ方にはこういうふうにリースをしていけるような形にできればなということで、また今庁内でも話しているところでありますので、またしっかりと担い手の育成に尽くしていきたいと思っています。

○1番（倉本富夫君）

次に、県道の管理についての話です。今、村内いろいろ回ると、例に挙げると生勝久志間のカーブのガードレールかな、が腐食して倒れているとか、あと部連の県道の直線のほうにコーンを立ててえぐれているアスファルト、アスファルトというか、道路がある。そのほかにも結構腐食して、ガードレールの支柱が腐食していて、レールのほうだけで支えている、支えているというか、やっている場所とかがあるんですけど、一応それは宇検村、村のほうでも一応そういうのはあるというのは確認しているんですか。

○建設課長（栄 平四郎君）

お答えします。まず初めに言った生勝のところのカーブ、ガードレールですか、ガードレールが道路側に倒れていて、今三画コーンを立てているところがあると思いますが、そこに関しては県のほうでもう発注はされてあります。業者のほうに発注して修理する予定になっております。あとはガードレールとか、ほかでもいろいろありますので、それも県のほうとしては緊急順位がありますので、一番危ないところから順次なおしていくという考えがあるそうです。以上です。

○1番（倉本富夫君）

あともう一つ、滝の園の前のほうが、ガードレールが4本ぐらい支柱が腐食していて、レールだけで立っているんですよ。それも台風が来たりとかしたら、倒れて道路のほうに倒れてきたりすると思うんですが、そういうのを一応、村のほうでは県道だから直せないと思うんですけど、応急策として支柱を立てて固定するとか、そういうのも、村のほうで要望して県のほうにやってもらうとかいうのはできるんですか。

○建設課長（栄 平四郎君）

県のほうとしても予算がかかることということで、倒れてないところに関しては、順番が後々になってしまふところもあります。ですが、村としても安全が一番大事だと思っておりますので、そこは強く県のほうに要望していきたいと考えています。

○1番（倉本富夫君）

ぜひお願いしたいと思います。村道のほうはすごいガードレールもきれいで、道路もきれいで、見た目、見た目というか、農道とかも走ったりして、全然何も感じないですけど、県道のそういう箇所箇所によっては、腐食して見た目も悪いですし、今、また観光に来られている方とかもいっぱい来ている中で、ちょっと県道があの感じだったら、ほかの観光に来た人とかはどう思うんだろうとかいう考えもあって、できれば村道並にきれいにちょっと錆を落として、ガードレールを塗ったりとかいうやつを、県のほうにも要望を上げていってもらいたいなと思います。

次に、どんと券についてです。すごいどんと券、今年のやつ、プレミア率が上がって評判が、自分の周りも評判がいいんですけど、一応各集落の方々が何名ぐらいとかいうのは、把握されているんですか。

○産業振興課長（柳 栄治君）

お答えします。発売が8月1日からとなっておりますが、現在のところの販売実績とか、そういったところの報告はまだない状況です。

○1番（倉本富夫君）

聞いた話だと、なかなか高齢者の方とか、生活困窮者の方とかが購入しづらいというのを聞いているんですけど、そういう方々になるべく多くの人に券を使っていただきたいなと思うんですが、そういう対策、対策というか、そういうことを課内とか、商工会とか、そういうところで議題というか、そういうところで上がったりしているんでしょうか。

○産業振興課長（柳 栄治君）

お答えします。このプレミアム商品券、4年度の発売するに当たっては、昨年度の実績、主に換金金額や期間別の換金割合、そして業種別の換金金額の割合、そういったところも踏まえて多くの方に使っていただけるように、本年度から発売時期を3カ月早めて、そしてその段階、3カ月間は配ったチラシに基づいて購入ができて、その後に關してはどの方でも買っていただけるという形を取っていますので、そのチラシなどの周知はしておりますが、今後ともまた商工会、また各商店を通じてできるだけ多くの方に使っていただけるような周知対策を取っていきたいと考えております。

○1番（倉本富夫君）

ぜひお願いしたいと思います。その購入した方が、今そのチラシに載っていたりしたんですけど、譲渡とかそういうのはいけないよというのを書いていたと思うんですけど、お駄賃とか、そういうので結構ほかの人に渡すというようなのも、ちょっと見受けられたりするんですよ。そういうもらった本人も、多分あげた本人もお小遣い程度だからというのを、多分思うと思うんですけど、そこら辺のうまいこと、人に譲渡したりというのはたくさんの枚数はちょっとやっぱり不正みたいな感じになると思うんですけど、ちょっとしたあれは、何だろう、小遣い程度にというのとかは、全然問題ないと思うんですけど、一応不正とか、そういうのがあったときの対策とか、そういうのも考えてはいるんですか。

○産業振興課長（柳 栄治君）

お答えします。昨年度の販売した実績の分析として、各事業所から何月にどれだけそれを使われたかというものも出していただいております。その買った商品券に關して、どこで誰がどの分に使おうというところまではなかなか把握するところが難しいとは思いますが、各商店だとか、事業所で使う分に關して、毎月決まった金額以上使われる方に関しては、商店で把握をしながら、今後そういった方とかに關しては、声掛けというか、できるだけみんなの村民の方に使っていただけるという方法を取っていけるように、今後もまた商工会などと協議をさせていただきたいと思います。

○1番（倉本富夫君）

ぜひちょっとそこら辺もよろしくお願いいたします。

あと、お釣り、そのどんと券、お釣りが出ないというのは、多分みんな知っていると思うんですけど、やっぱりお釣りを出すお店とかもあるので、そこら辺、徹底してやっていただきたいなと思うんですけど、一応そういうのも商店のほうとか、いろいろな業種の人とかにお話はしているんですよ。

○産業振興課長（柳 栄治君）

お答えします。その500円に対しての、やっぱり使い切れないときのお釣りが返している、そういった事業もあるということなんですが、そこは各小売店とかと協議をしながら、難しいという判断のもと、使い切るということを前提に販売をしております。

○1番（倉本富夫君）

そのお釣りを出す出さないで、いろいろといろんな人から話聞いたりもしたんですけど、使い切ってもらえるように一応今後も各お店とか、事業者とかにも、ちゃんと話をして、しっかりと全部消費して、手出しでいくら出すとかいう、そういう感じで、券を使う方にもちょっと教えていっていただきたいなと思います。

あと、免許書返納のときにも、多分商品券、また違った商品券なんですけど、これはいろいろそういうプレミアム、このどんと券といろいろ一緒にできないかなと思ったりするんですけど、そこら辺ちょっとどうなんですか。

○総務課長（原田俊昭君）

今、免許証を返納していただいた方に2万円のどんと券ですか、商品券を発行していますが、宇検村の役場では、あとけんむん券とか、いろんな換金というか、そういう券が発行されております。確かに利用者としては、そういった券が一つになって利用できたら、また1カ所でできたりとかですね、したら一番いいかとは思いますが、一応、それぞれに法律とか、そういうのがあってですね、特に、今商工会に委託している券とかは、資金決済法とか、そういうのがありまして、そういった縛りの中で半年以上は使えないとか、そういった中でやっております。宇検村の役場でやっている免許証返納は、宇検村の役場の中で換金するので1年間は使えるとか、そういう違ったところでやっていますので、そこら辺は法律の違いはありますが、やっぱり利用しやすいように、やっぱりできないじゃなくて、できるように考えていくことは大切なことだと思っております。

○1番（倉本富夫君）

そうですね、できる方法をちょっと考えて、いろいろな券があると思うので、役場に出している券も、やっぱりそのいろんな人がいろんな券を使える、数多くの件をいっぱいもっているんじゃないかと、一つに一応まとめていけるような形で、今後ともちょっと考えていってほしいなと思います。

短いようですが、僕の質問は以上とさせていただきます。

○議長（杉浦治俊君）

これで、1番、倉本富夫君の質問を終わります。

暫時休憩します。午後の開会は1時10分とします。

休憩 午前 1 1 時 1 2 分

再開 午後 1 時 1 0 分

○議長（杉浦治俊君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、5番、肥後充浩君。

○5番（肥後充浩君）

場内の皆様、こんにちは。通告に従いまして一般質問を行いたいと思いますが、その前に所見を

一言述べたいと思います。

本日は、民生委員の方々、日頃活動、本当にご苦労様でございます。今日はわざわざ傍聴まで来てくださいまして、ありがとうございます。

それでは、所見に入りたいと思います。本年度第3回の宇検村議会です。先日の台風11号は大型台風ということで、非常に心配していましたが、甚大な被害もなく、ほっとしているところであります。7月に開催されました議会報告会は校区単位で行いました。その節はお世話になりました。報告会は、失礼しました。また来年度も開催いたします。ぜひどのような形で行うかは考慮していきたいと思いますので、ぜひそのときは、また皆様のご参加をよろしくお願いいたします。

前回の所見でも申し上げましたが、ウクライナではまだまだ戦闘が続いている状況です。対話による紛争の解決を心より願っております一日も早く平和な日が来ることを強く願っております。この紛争において多くの犠牲者が出ておりますが、犠牲者の方々に心よりご冥福をお祈りしたいと思います。日本においても、安倍晋三元総理の銃撃など、痛ましい事件が起こっており、銃による解決はないと考えております。元安倍総理のご冥福をもあわせてお祈りいたします。また、奄美全体においても、新型コロナウイルスに多くの感染者が出ております。本村でも新型コロナウイルスの感染者が見受けられます。誰がコロナに感染してもおかしくない状況であり、気を抜かず引き続き十分に感染予防対策を行い、手洗いやうがい等を行いながら日常生活を送られますようお願いいたします。まだまだ先の見えない新型コロナウイルスですが、みんなでコロナウイルスを恐れず、移動や集落行事が気兼ねなくできるよう健康で明るい宇検村づくりを行っていきましょう。

それでは、一般質問に移りたいと思います。

まず、新型コロナウイルスについてですが、なかなか収まる気配がないようなコロナウイルスですが、本村においては順調に予防接種が進んでいるように見受けられます。現在までの3回接種者及び4回目の接種者の人数を教えてください。村民の人口に対する割合は何%になっているか教えてください。

2点目ですが、村内においても感染者が多く見受けられております。現時点で村内の感染数を教えてください。できましたら高齢者、児童生徒、幼児別の数も分かっていたらお答えください。

3点目に、国や県等、いろんな情報が混雑していると私は思っております。村として、今後どのような計画で感染対策を行うのか、また、感染者支援対策はどのようにするのかお答えください。

次に、水産振興についてですが、昨年この9月議会において質問させていただきましたが、今回も質問いたしたいと思います。本年の本村の今年度のモズク生産はどのくらいあったのか。また昨年のふるさと納税の返礼品として、生産者と協議して活用していくとの答弁でありましたが、どの程度の利用があったのか教えてください。

2点目に、崎原地区のモズク生産組合が要望していました作業場の設置について、昨年の9月議会において質問いたしましたときは、前向きに検討していきたいと答弁をもらっております。その後の進行状況はどのようなになっているのか教えてください。

次に、農業振興について伺いいたします。現在の堆肥の生産量は何tなのか、また供給量として何t出荷したのかお答えください。

2点目ですが、現在の堆肥の原料として納入先はどこなのか。原料は確保できているのか教えてください。

3点目に、6月議会においても質問いたしましたが、今後の堆肥生産の見込みはどのように見ているのか。

4点目に、現在、阿室地区及び農地については、及びほかの農地についても伐開作業等が行われていると思いますが、今後の利用計画はどのようなになっておるのかお答えください。

あとは通告席にて再質問いたします。

○議長（杉浦治俊君）

ただいまの肥後充浩君の質問に対して答弁を求めます。

○村長（元山公知君）

皆様、こんにちは。午前中から傍聴されている方は、また昼から傍聴されている方ですね、午前中また民生委員の方々、また昼からも交替でまた民生委員の方々もおられてですね、大変多くの方が傍聴に来られていることで、大変うれしく思っております。また我々もしっかりまた民生委員の方々、また区長さん方、しっかりと連携しながら、この村政発展へ努めていきたいと思っております。よろしくお願いします。

それでは、肥後議員のご質問にお答えします。

まず、新型コロナウイルスについての1点目の現在までに3回及び4回目の接種人数・割合を教えてくださいとのご質問ですが、新型コロナワクチンの3回目接種の対象者は、12歳以上の方で日本国内での1回目、2回目の接種を完了し、一定期間が経過した方となっております。本村において、すべての条件を満たす対象者は1,296名ですが、3回目接種人数は、1,220名で、割合では94.1%であります。また、4回目接種の対象者は、3回目接種から5カ月以上が経過し、60歳以上の方と、18歳以上60歳未満で、基礎疾患を有する方、新型コロナウイルス感染症にかかった場合の重症化リスクが高いと医師が認める方、医療従事者等及び高齢者施設等の従事者となっております。本村において、60歳以上で条件を満たす対象者は、802名で、4回目接種人数は567名で、割合は70.7%であります。18歳以上60歳未満で、条件を満たす対象者は397名で、4回目接種人数は67名で、割合として16.9%であります。

次に、2点目の現在までの村内の感染者の人数はとのご質問ですが、月ごとに感染者が拡大し、8月末で238名の感染報告がされております。

次に、3点目の村として、今後どのような計画で感染対策を行うのか、また、感染者支援対策はどのように行うのかとのご質問ですが、今月末にも、新型コロナワクチン接種を予定しております。村民に対し、感染予防といたしまして、これまで同様のマスクの着用、こまめな手洗いや手指消毒、定期的な換気を、今一度、徹底を促していきたいと思っております。

感染者支援対策についてですが、感染された方については、氏名等が公表されておらず、感染者の把握をすることは難しい状況であります。職場等からの連絡を受け、本人了解を得て、支援物資の必要性を確認し、物品等を自宅まで届けております。村からは、マスク、手袋、消毒液など、家庭内での感染拡大防止となる物品と、酸素濃度を測定するパルスオキシメーターの貸与を行っております。食料品については、感染者からの依頼があった場合、買い物代行支援を行っており、これまで1件の依頼がありました。また、PCR検査、抗原検査を実施した方に対し、検査に要した費用の個人負担分を助成しております。この助成制度については、広報紙や村ホームページに掲載し、周知しております。

次に、水産振興についての1点目の本村の今年度のモズク生産量は、またふるさと返礼品として、どの程度の利用・使用があったのかとのご質問ですが、今年度の生産量は、昨年の約3分の1にあたる5tとなっております。ふるさと納税の返礼品としての商品登録は、10月を予定しております。

次に、2点目の崎原地区のモズク生産組合の作業場の進行状況はとのご質問ですが、昨年10月に、モズク組合から作業場建設の要望があり、村としましては、大島支庁林務水産課及び県漁港漁場課と協議を行い、要望用地につきましては、利用計画に反していないため、建屋の建設については問題ないとのことでした。しかしながら、要望用地は補助用地であるため、漁協や公共団体でしか建てることできないとの回答であり、村が主体となり建設することに関しては、施設整備を行う上での採択条件として、施設の必要性、利用者の持続性や、これまでの実績を踏まえて検討する必要があります。その点を踏まえ、モズク組合の本格的な出荷は昨年度からであることや、奄美大島島内で生産を行う他業者の出荷作業体制を見ても、建屋については慎重に判断する必要があるため、現在、見送らせていただいているところです。しかしながら、同組合の活動は、地域経済の活性につながっているため、現在、村所有の冷蔵庫の貸し出しによる出荷体制支援や、奄美群島農林水産物等輸送コスト支援事業を活用した県外への輸送費の一部補助等、多方面からの支援を進めているところであります。

次に、農業振興についての1点目の現在の堆肥の生産並びに供給はどのようになっているのかとのご質問ですが、供給につきましては、過去5カ年の平均で言いますと、年間578.4tの堆肥を村内外に向けて供給を行っています。生産については随時行っていますが、生産毎に計量等を行っていないため、正確な数値を把握していない状況であります。しかしながら、現在まで、供給不足等になっていない状況を考えますと、年間平均で600tの生産は出来ていると考えられます。

次に、2点目の原料の確保は維持できているのかとのご質問ですが、有限会社島納開発と、毎月60tで年間約800tのバーク供給をすることとし、良質な材料を安定的に確保出来る体制を整えております。

次に、3点目の今後の村の堆肥生産の見通しはとのご質問ですが、現在、日本の社会情勢をみると化学肥料等の値上げがよくニュース等で報道されているところであります。このことから、良質で安価な元気の出る公社の堆肥は需要が伸びていくと予想されますので、動向を見極めながら生産量

を増やしていきたいと考えております。

次に、4点目の阿室地区の農地の今後の利用計画はとのご質問ですが、倉本議員の質問でもお答えしましたが、阿室地区の耕作放棄地に関しては、相続人未登記等により管理者の確認が取れない場所が多数存在しているため、元気の出る公社としては、集落との覚書を交わし、相続人等が出てきた際には、即時に返却が出来る様にと考え、サトウキビを植付ける予定であります。以上であります。

○議長（杉浦治俊君）

再質問がありますか。

○5番（肥後充浩君）

まずはコロナについてですけれども、これは4回目の接種がやはりこれは何月から始まったんですかね、8月から確か始まってこの数字ですか。

○保健福祉課長（保枝力人君）

お答えします。8月に3回実施しております。それで600名余りの方が4回目の接種を終えております。以上です。

○5番（肥後充浩君）

さっきの答弁で、これは答弁書では4回目接種人数は67名で、割合として16.9%となっておりますけれども。

○保健福祉課長（保枝力人君）

4回目接種になりますが、60歳以上の方が567名、18歳から60歳未満の方で67名となっております。

○5番（肥後充浩君）

分かりました。そうすると今後もいつぐらいまでで、大体3回目が94%、その辺ぐらいまで打つことが、やっぱり必要だとは思っております。その辺になるまでは、やはりこうやって9月以降も接種を続けるんですか。

○保健福祉課長（保枝力人君）

お答えします。現在、国のほうからの通知が先週来たんですけど、国が当初10月半ばからのオミクロン株対応のワクチンの接種を進めることとしておりましたが、今月中からオミクロン株に対する接種が開始という通知がきております。またそのオミクロンに対するワクチンは来週発送するということで、まだ本村には届いておりませんが、国の通知によりますと、1・2回目を打った方、だから最初ですね、1回目、2回目打った方に関しましては、12歳以上の方が対象ということで、先ほど村長の答弁にありましたとおり、今月末の4回目接種という形になるんですけれども、その方々からはオミクロン株対応のワクチン接種となっております。以上です。

○5番（肥後充浩君）

ということは、やはり今度は1回目、2回目を終わった人が対象ということで始まるということで

すけども、3回目が90何%いますので、94.1%ですかね、1,200名の方々が受けていますので、できたらこの94%の数値に今年度中になるような感覚はないでしょうか。

○保健福祉課長（保枝力人君）

お答えします。あくまでもこれは自主的な接種になりますので、村からとしても接種をお願いしますけど強制的にはできないので、各自で、私どもとしましては接種を増やしたいと思っていますので、あくまでも強制できないので、できる限り接種率を上げたいとは思っております。

○5番（肥後充浩君）

分かりました。村としては発展させて進めていくという気持ちは分かるんですけども、できましたらやはり土日とか、そういった日を限らずに、少々金にかかるかもしれませんが、お医者様とか、そういった方々を雇って週に3回ぐらいでも普段の日、やはり打てるような状況づくりというのはできないでしょうか。

○保健福祉課長（保枝力人君）

お答えします。平日も現在も接種はしております。一応予約とか取らないと、ワクチンを解凍しないといけないので、そういうところも出てくるので、人数が1人2人とかじゃなくて、やっぱり6名、7名集まらないと一つむだにしまいますので、なかなかできない状況でもあります。

○5番（肥後充浩君）

そういう体制を取っているということですけども、やはりその辺は周知が村民にされてないと思います。私も今まで聞いたことがなかったので、初めて平日も接種はしていますよということを聞きましたけれども、やはりそういったのはちゃんと広報して、その1回目の接種が6名だったら、6名に達したらできますよというようなことを、やはり言わないと、一般の方々はなかなか理解できないと思いますので、その辺はやはり保健福祉課としてもしっかりと情報提供というか、そういったのすることによって、やはり感染率が下がってくると思いますので、重症化リスクも下がる、やはりそれが村民のためですので、ぜひその辺はもう一度考えて、毎日でも打てるような恰好を作ってもらいたんですけども、やはりそのワクチンを6回分ですか、6名分なのですか。

○保健福祉課長（保枝力人君）

注射針にもよりますけど、6名、また7名となっております。

○5番（肥後充浩君）

できたらそれが3名ぐらいの小さなワクチンのやつがあれば、そういったのもまた国や県に問い合わせ、この小さなところではなかなか一気に6名集めるというのはなかなか難しいので、その辺の対応もやはりしてほしいと思いますけれども、ぜひ国や県にもう一度そういったのをお聞きしてください、ぜひ。それとやはりこの接種に関しましては、土日はどこかに出かけて、そのタイミングを外す方もいらっしゃると思いますので、できればあと何人か、あなたたちが連れてきたら、この日できますよというような形でいいと思いますので、その辺も踏まえてまた一緒にみんなでワクチンの接種率を上げていくような方法を取ってほしいと思います。その辺はよろしく、ぜひ、保健

福祉課長、お願いいたします。

次に、現在までの感染者なんですけど、238名ということは、これは0歳児から高齢者90歳、100歳までの方をみんな合わせて238名ということですか。

○保健福祉課長（保枝力人君）

お答えします。年代別でお答えします。10歳未満54名、10代23名、20代12名、30代33名、40代37名、50代18名、60代25名、70代16名、80代16名、90歳以上3名、不明の方が1人加えて合計238名になります。男性が115名、女性が122名、不明の方が1人おられまして合計238名となっております。

○5番（肥後充浩君）

分かりました。これはもう宇検村の8分の1、約8分の1の人数が感染しているということなんですけども、この中でこの前、奄美市は新聞に職員の数で229名ということでやっていたんですけれども、できたら、役場としたら大体何人ぐらい、20名台、30名台ぐらいかかっているんですか。

○保健福祉課長（保枝力人君）

私の把握している段階で、35名の方が感染しております。

○5番（肥後充浩君）

分かりました。役場職員の約半数近くは一度かかったということで、役場の中から一般の方に出たということはなかなかないとは思いますが、その辺はまたもう一度、役場としても感染対策はしっかりとして、業務、一般の方々にやっぱり対応するのは、一番役場職員が多いので、その辺は十分にもう一度気をつけて業務を行ってください。

やはり感染したら休むのは当たり前ですので、その分は皆さんでカバーして、休んだ方の分の、補うというような型の業務をしっかりとお願いしたいと思います。

次に、村として今後どのようなことをやっていくかということでしたんですけど、実際の話、私もかかっています、かかりました。そのときは私は無症状だったんですけども、県のほうから電話が来まして、あなたは買い物をしてくれる方がいますかということ聞かれたんですよ。そのときに私は周りに知り合いとか、いろいろいましたので、はいと言いました。そしたら、それきり支援物資は届かないかもしれませんみたいなことも言わないし、何も言わない。ただ、パルス器を、メーター、あれが今不足しているので、もしかしたら届かないかもしれませんということで、それから10日間、なしのつぶてで何もありませんでした。ですので、その辺はいろんなほかの人、なった方々に聞きますと、家にたくさん、もう食べきれないほど来たよという方もいらっしゃるし、私の場合は別によかったんですけども、今後、やはりそういった方々が出たときに、役場としてはその方がなっているかどうかというのは、保健所からの連絡が来ていない限りは分からないわけですね。だから、その辺の対応を村としてもしっかりと持ってもらう方法はないのか。でないと屋敷で一人でもしかしてかかっている、どこにも何も買いに行けないという方がおった場合には、その保健所の方が、結局県の保健所ですから、電話が来るだけであって、その人の症状を見に行くわけでも、何もできないわけですから、そういったときに、やはり役場のほうとしてそれを把握しながら

ら、その対応できるような方策というのは取れないのか。あくまでも個人情報なんですけども、もしその方が本当に急に重篤化されて死に至るといような可能性がないとも言いきれないので、その辺は役場とやっぱり県と、もうちょっと密に連絡を取りながらできる方法はないでしょうかね。

○保健福祉課長（保枝力人君）

ただいま肥後議員がおっしゃったとおり、県のほうからは私のところに来る情報としましては、本日宇検村では何名の方が感染しました。何十代の方が何名、何十代の方が何名という報告しかきておらないので、実際、本当に村内で誰がかかったのかというのは把握はできない状況であります。しかし、検査自体が診療所でしておりますので、そこでは感染したというのは分かったりしますので、その感染した患者の方に、役場のほうに情報を流していかというのを確認しながら、それでもしその方が役場保健福祉課でいいよというのであれば、個人との情報がうまく通じるのであれば、こちらからまた支援することができますよという形は取りたいと考えておるんですけど、やっぱり個人情報とかがありますので、まだ実施はしておりません。以上です。

○5番（肥後充浩君）

先ほどの村長の答弁でも、職場等から連絡を受けて、本人了解を得て支援物質の必要性を確認をしているということなんですけども、職場に、職場等ってどういったところなんですか。まあいえば役場とか、それから建設業だったら建設業、それから農業している方は職場とは言わないはずですので、その辺はどういったところからの連絡を受けているという形になっているんですか。

○保健福祉課長（保枝力人君）

役場はもちろんですけど、学校関係とかですね、教育委員会のほうに連絡が行きますので、そちらのほうで各家庭との連絡を取り、共有していかという情報を得て連絡を取っております。以上です。

○5番（肥後充浩君）

それと、村からマスク、手袋とか書いてありますけれども、酸素濃度の出るパルス器を、これは何台ぐらい村は確保というか、持っているんですか、貸し出し用に。

○保健福祉課長（保枝力人君）

昨年購入しまして6台準備しております。以上です。

○5番（肥後充浩君）

それは、やはり貸し出しは6台ともして、品不足ということはなかったですか。

○保健福祉課長（保枝力人君）

当初の出るか株とかのときには、結構酸素が落ちるとかいう症状だったと思うんですけど、村内に入って来たオミクロン株に対しましては、そういう症状はあまり出ていないということで、全部出払ったというケースはありません。以上です。

○5番（肥後充浩君）

もう一つ教えてください。県は保健所、名瀬保健所はやはり生活物資とか、そういった酸素を計

るやつとかを宇検村の屋鈍の人に届けてくださいとか、届くとか、そういったのはどういう方法で県は行っているんですか。

○保健福祉課長（保枝力人君）

お答えします。先ほど議員さんがおっしゃったように、届かない事もあるということは聞いております。支援物資にしましても、当初のころは、先ほどあったみたいに食べられないくらい届いたと。けど途中から県のほうも手が回らなくなり、支援物資は支給してないということを聞いておりますので、屋鈍とか、遠くの方がなられた場合には、もう村の貸し出しとかしかならないと思うんですけど、またそれも県とも調整しながらうまくいくような形にしていきたいと考えています。

○5番（肥後充浩君）

そうしていただかないと、屋鈍、平田、阿室は一応店があります。生勝、久志、その辺は店もないので、もし届けてくれる人がいても、買って持って行けない状況というのは絶対あり得ることだと思いますので、そういった方々をやはり救うためには、やはり県が国、村が中心となって、やはりそこに手を差し伸べるべきじゃないかと思っていますので、ぜひその辺、もう一度検討されて、多分、今もう沈静化して重症化することもなく、また5日間という期間も短くなりそうではありますけれども、やはりそうだとすると買えない人や物資が届かない人がいないような形を、やはり村としても県に後で請求してもいいと思いますので、お金を使ってでも、その辺は対応するような形を取ってもらったほうがいいと思うんですけど、その辺、村長、どうでしょうか。

○村長（元山公知君）

議員のおっしゃることはごもっともでございます。我々としましても、ご本人から、例えば、私陽性にかかりましたとか、そういうふうな情報はいつでも相談受けるようにはしているところではあります。ただなかなかご本人からそういう相談というのもあまりなくてですね、我々としては体制を整えてはいるんですけども、やはりうわさでは耳に入ったりもしますが、それがやはりご本人からのことじゃないもので、こちらからまた連絡するのも、今はできない状態でありますので、今後またしっかりと我々も体制を整えていきますけれども、またそのときは相談として保健福祉課のほうに、もしそういうふうな、例えば感染したりとかですね、また濃厚接触者になったと、そういうふうな相談を寄せていただければありがたいと思っております。

○5番（肥後充浩君）

ぜひそういうふうにしてほしいと思います。幸いにまた今日は民生委員の方々もいらっしゃって聞いていますので、多分、相談を受けた方もいるんじゃないかとは思いますが、それとホットライン、県は確かホットライン、コロナのホットラインを持っているんですけども、村としてもそういった対応も必要だと思うんですけども、いちいち県まで電話せずに村の保健福祉なり、どこかに電話がつながって、私コロナにかかってとにかく困っているんだというのを、やはりその電話1本で命がつながる可能性も出て来ますので、ぜひその辺の対応までお願いしたいんですけど、保健福祉課長、どうですか。

○保健福祉課長（保枝力人君）

ホットラインと大げさなものではないかもしれませんが、ちゃんと相談窓口、相談の回線、電話を設置しながら村民に対して対応できたらいいかと思いますので、また課内に帰りまして相談し、また上司のほうとも相談したいと思っております。以上です。

○5番（肥後充浩君）

コロナで注文ばかりですけれども、もう一つ、この前、感染者が緊急に名瀬の病院かホテルかは分かりませんが、運ばれたという話を聞いています。聞きました。ですので、村でもし感染者が出て、重篤化された場合に、なった場合に、今病院が確か病床が足りないという話で、コロナ患者も病院内に入れないというような話を、受け取らないというような話も聞いていますので、その辺はやはり村として、やっぱり1床なり、2床なり、常にいつでも入れるよというようなのは、県のほうにもある程度、県病院なり、どこか病床をやはり確保すべきじゃないか、確保していた方が安心じゃないかと思って、この前話を聞いていたんですけど、そういった対応的なものではないのか。今後、やはり急に重症化された方が入院せんばならんとなったときに、病院がどこも受けてくれないよ、ホテルも空いていないよとなったら、ちょっと困りますので、その辺はやはり村としてどこか一つぐらい、こうやって部屋を空けてくれるようなのは、多分厳しいと思うんですけども、それでなければ、隔離できるような場所を確保するようなことは、村としても考えてほしいんですけど、その辺どうでしょうか。

○保健福祉課長（保枝力人君）

大島本島の5市町村で福祉関係課長と相談しながら、県のほうに要望できるのであれば、入院できる、隔離できる施設を1床でも設けてほしいということは要望していきたいかなと思います。

○5番（肥後充浩君）

ぜひ、やはり宇検村は独身者とかひとり世帯とかいうのが多いですので、もしその方が重篤化、急に重篤化されたときとか、面倒を見る人がいなければ、どうしてもそういった療養所、並びにホテル、そういったところにしか入ることしなかいわけですから、周りの手助けがないと。だからそういった方が、確実に命を助けるためにも、ぜひそういったところで安心して療養ができるような形を、今もう5日間になると、もっと回転率も上がると思いますので、その辺をまたぜひ尽力を尽くして確保をお願いしたいと思います。

次に、モズクなんですけれども、要望はふるさと返礼品として10月からどれぐらいの量を協議して準備しているんですか。

○企画観光課長（辰島月美君）

ふるさと納税の返礼品は、その方がその商品を選ぶという形ですので、数的には、今冷凍されているモズクはたくさんあるんですけども、どれだけの方がそれをニーズとして、モズクを返礼品として求めるかというのは、今後、様子を見ないと実際に動き出さないと読めないところです。

○5番（肥後充浩君）

現在はどれくらいの確保を、量、あるのはどれくらいあるんですか。

○企画観光課長（辰島月美君）

先ほども冷凍庫を貸し出してというお話があったかと思いますが、量的にはふるさと納税の返礼品として足りないという分ではなく、それだけの量は確保されているというか、まだ販売元が決まっておらず、こちらのほうであるという状況だと思っております。

○5番（肥後充浩君）

じゃ、今からモズクの組合が名瀬のほうに出荷とか、その辺もして、もし売れたら、その返礼品として最低限はほら、多分、これぐらいはあってほしいなと思うのが、村として持っていないと、全部なくなって、返礼品もずくと〇したときに、品切れですとならないようなことも必要じゃないかと思って、どれぐらいの量があるのかというのを聞いているんですけど、その辺はちょっと把握していないですか。

○企画観光課長（辰島月美君）

返礼品に関しましては、モズクのみならずマンゴーであったり、パッションであったり、その都度出荷と、またその在庫というのを確認しながらストップをかける時点ではストップを、もう品切れですというストップをかける状態の仕組みとなっております。

○5番（肥後充浩君）

ものがあってストップじゃなくて、ストップをかけるのもたくさん売れてストップをかけるような形にぜひしてほしいと思いますので、その辺はまた買う人と納める人の人の釣り合いだと思いますので、ぜひ努力をお願いしたいと思います。

次に、作業場ですけれども、作業場は補助用地であるため漁協や団体にしかできないということで答弁をもらっているんですけども、適化法も過ぎていきますし、それでしたらその補助用地を用途廃止する方法もあると思うんですけども、その辺の検討はされていませんか。

○産業振興課長（柳 栄治君）

お答えします。今、施設について用途廃止だとか、そういった意見がございましたが、現在の法の中でも施設の中に建てることは可能ですので、建てる方法として市町村が建てるか、漁協組合の事業で建てるかというところの2択になりますので、そこは漁協と協議をしながら、可能な形で今後話を進めていきたいと考えております。

○5番（肥後充浩君）

漁協や公共団体でないと建てるできないということで返事をもらっているんですけども、モズク組合ですから、それはその組合でもできるということなんですか。

○産業振興課長（柳 栄治君）

お答えします。建てるときの事業として、地域振興推進事業、県単になりますが、こういった事業の中でグループもしくは漁協が主体となるのが望ましいということがあるので、事業を導入して建てることは可能だと思います。

○5番（肥後充浩君）

すると、用地的には問題はないということで理解してよろしいですか。

○産業振興課長（柳 栄治君）

用地的には問題ないと思います。しかし、半永久的というか、恒久的な建物をそこに建てるということは、今モズクの作業期間が約2週間ということで聞いておりますので、その2週間のためにそこに建物を建てることによって、ほかの漁業を営む方の作業場とか、そういったものが兼ね合いがうまく調整できるような形で進めなければ、それをするによって作業場が少なくなったとか、網を洗うところがほかに必要になるということが、組合の中でそういったところまで協議をさせていただいて、我々もどういった施設が最適なのかということを考えていきたいと思っております。

○5番（肥後充浩君）

やはり宇検村で久しぶりに産業化して活性化をしていかなければいけないと思っておりますので、ある程度の村のリスクは、それはもうどの事業にしても、リスクを負っての事業を始めと思っています。100%全部設けるよ、全部成功するよということで計画は立てても、やはり実際に始まってしまうと、なかなかそこを100%までいかないというのが現実だと思っておりますので、活性化センターあの施設にしても、全体で2億から3億ぐらにかかっています、県営事業を入れて、中の機材とかそういったのを考えますと。ですので、やはりそれが今の時点で、それがまともに使われているかといったら、なかなかそうじゃないと私は思っていますので、今度そこは別の問題でもありますけれども、そういった機運が上がっているところに、やはりものを作って、そのものを動かして、それを活用して、やはり村民を少しでも、2カ月でも3カ月でも、やはりそこに携わりますので、100名ぐらいの方々が。その方々がやっぱり村の在住にするためにも、ぜひ必要だと思っておりますので、今後、それを前向きにもう一度、そっちを建てる方法で前向きに検討はできないでしょうか。

○村長（元山公知君）

ありがとうございます。その建屋を建物を半永久的な建物を建てるのか、それとも例えばですね、鉄柱をその穴に入れてテントを組むような形で、いつでもその時期、2週間にはそれを使って、そうでないときにはそれを撤去して保管してて、またその作業のときにはそれをするとか、そういうふうなサポートの方法もあると思っておりますので、ですから、その半永久的なものを建てる、それがその以外は何に使えるのかとかいうのもありますし、やはり一番は、我々が漁協さんのお名前を出しているというのはですね、やはり水産振興なので、やはり漁協さんと一緒になって、このモズク組合にはやっぱりこういうのが必要ですからといって、漁協さんも一緒になって、村も一緒になってするのが本当理想的な形かなと思っていますので、そういうふうに建屋といわず、そこで作業をしやすいようなものができるような形に向かっていきたいと思っております。

○5番（肥後充浩君）

ぜひそれはお願いしたいと思います。一つの方法として、この前も言ったんですけども、村が造

って、それをリースしてやるという方法もできると思いますので、ぜひいろんな面で検討しながら、しかしやはり、現地に行ってその方々とやっぱり話しながら進めないといけませんので、細目に打合せというのは必要ですので、ぜひ地元のモズク組合の方々と手を取り合って話を前に進めてください。ぜひこれは、ほかにまたいろんな業種が出て来たら、そのときもこれを前例として、こんなことをしたからこれが活性化になったんだよということで、また、じゃ、みんなもこういうことを次にしようかという一つの見本にもなると思いますので、ぜひお願いしたいと思います。

次に、堆肥なんですけれども、現在、これは今までは古仁屋のほうに宇検村の廃材とか、ああいったのを持って行って、それを捨てて、そして向こうの業者はそれをチップーにかけて、そのチップしたのを村がまた金を出して買って来るということは、車台を2往復分を使って、燃料を使って、人件費を使ってと思ったら、私、これはもったいなく思っ、チップーを大型チップを2年前ですかね、みんなここで討議しながら、賛成してしたんですけども、あのときは都合によって流れたみたいですけど、また新たにそれを買って、その資源材の補足材にするような考え方はないでしょうか。

○産業振興課長（柳 栄治君）

先ほど村長が答弁したとおり、9月から株式会社畠納開発さんと契約を結び、パークの件に関しては供給をお願いしているところであります。現在、そういった仕組みができてきていますので、今後また状況を見ながら、その生産トン数が足りないだとか、そういった場合には、また今度こういった形で堆肥の生産を増やしていくかということを考えていきたいと思っております。

○5番（肥後充浩君）

現在、私が見ているところでは、そのパークは畠納さんですかね、畠納開発さんがパークを持って来るのは月に1回もあるかないかというような形を見ているんですけども、というのは、木材の搬出をして、その木材の搬出の空車でこのパークを積んでいきますので、木材の搬出がない限り、ここから空車で行って、その堆肥だけを、パークだけを取って来るというようなことは、なかなか営業的にも厳しいんじゃないかと、私は見ているんですよ。ですので、もし入って来なかったときのためということもありまして、この間の台風の時でも、各集落、作業をしています。その作業のときに出た木とか雑草、ススキ、いろんなものを、それを山に捨てたり、燃やしたり、いろいろするその処理を困っているはずですよ。ですので、それを今、役場では干拓のほうに全部集めて、そこで一括してそれを処理しているのかどうかはまだ見えてないんですけども、溜めております。役場はそこにあちこちで切った木や草、草木をそこに持って来てる。だからそこにその集落、ほかの集落、湯湾集落、田検集落、芦検集落、みんなそこに持って来て、ここにだったら捨てていいよという場所を作って、そこで一括して堆肥の補助材、あれ、草とか、そういったのが入ると腐れるのが早くなりますので、堆肥としても早くできると思います。ですので、そういった流れから考えても、長い目で見たらそっちのほうが、やはりいいんじゃないかと、私は思っています。今見ますと、マンゴー農家とかいうのは、もう山ほど葉っぱが出て、そしてその処理に苦慮しています。

普通の農家さんも防風林を切って、その切ったのはどうするかというと、やっぱり見ておくと、山のほうに捨てて来たり、世界自然の山に捨ててきたり、いろいろしているのを見受けられます。ですので、そういったのもやはり止めるためにも、村として1カ所にここに捨ててくださいと、どんなのでもいいですから、それから先は村がチップーを使ってちゃんと処理をする。農家さんは焼くんですけども、焼くのも天気を見て、風のない日、そして明日雨が降るんじゃないかというような天気を見ながら、みんなそれぞれ、そしてその火の番をしなければいけない。そういったのも時間も労力も大変ですので、そういったのを省くためにも、やはり堆肥を作る一環としてそのチップーを購入し、確か前はコロナの補助金で随分高率の補助で、村の手出しも少なかったと思っていますので、ぜひそれをまた導入して買って、長い目で見て20年ぐらいのスパンで見たら、やはりその辺はプラスになると思いますので、村としても、ぜひその辺はできないかどうか、お答えをお願いします。

○産業振興課長（柳 栄治君）

堆肥のバークの購入量ですが、先ほど議員がおっしゃったとおり、昨年までは瀬戸内や奄美市からも購入をしておりました。その購入の平均が大体年間で800 tという実績があります。その年間800 tのバークの量を畠納開発さんと今月契約をして、毎月60 tで、一応計算上は年間800 tの供給をするということになっておりますので、また今後、畠納さんとこの堆肥の供給を行った上で、実績としてまたこの800 tがどうしても難しいだとか、そういったことがありましたら、今後、また村独自で出荷できるようなトン数の確保は必要になってくるんじゃないかと考えております。

○5番（肥後充浩君）

それはあくまでも600 tが入って来るのがずっとあるということを前提なんですけど、私が思っているのは、村から出るのも、年間100 tも出ないと思っているんですよ、雑木とかあんなのをいろいろ合わせても。ですので、あくまでも補足材にしかならないと思っています。ですので、農家を助けるためにも、集落の美化作業とか、そういったのをしたときの雑木の処理、そういったのをするためにも、そのバークの補足材として、バーク自体じゃなくて補足材として使えるので、それを購入して、今安くで購入できるときに購入しておいて、それを20年でも使えばどうですかという話なんです。ですので、あくまでもバーク主体じゃなくて、バークの補足材として使えて、そして村民も労力が少しでも楽になるというようなことを始めたらどうかということで提案しているわけですので、ぜひその辺はまた来年の新年度予算でもいいですし、できたらもうそのコロナが、これどこにどうやって転ぶか分からないので、早めに手を挙げて、今このチップーを購入するところが、知名か永良部かでも今度は購入しますよね。龍郷町でもそういった話があります。ですので、一番最初に手を挙げていたのは宇検村ですので、ぜひその辺はもう一度検討して、今後はやはり村民のためです。バークのためでもなく村民のためです。村民が農家として、やはり少しでも労力を減らして、そして安心して営農ができるような、これだけだったら燃やそうかい、山に持って行って捨てようかい、どこかその辺に捨てようかいというような感覚じゃなくて、やはりあそこに持つ

て行ったら、役場がちゃんと処理して、それが肥料になって、自分なんかのところにも返って来るんだよというような、そういう思いもできますので、ぜひその辺はもう一度再考されて、今後の農家のためにも、それが役立つような形で、もしその600 tが年間入って来ないときにも、またその機械を使ってできますので、あくまでもこの機械はそれだけじゃなくて、畠納さんが持ってきたそのバークを破碎もできますし、そういったのにも使えますので、確か畠納さんが、この前見たときは、長いままで私はトラックの荷台に積んでいるのを見てるんですけど、長いままのバークが来ていたので、それをやはり一次処理のチップーはかけて小さくしないといけないので、その辺にも使えますので、ぜひその辺は購入をもう一度検討して、繰越でもいいですので、そのときはその繰越は大いに賛成で、両手を挙げて議会でも通して、皆さんにも話をしたいと思いますので、ぜひその辺もう一度検討をお願いして、私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（杉浦治俊君）

これで5番、肥後充浩君の質問を終わります。

暫時休憩します。次の開会は午後2時20分とします。

休憩 午後 2時07分

再開 午後 2時20分

○議長（杉浦治俊君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、2番、壽山新太郎君。

○2番（壽山新太郎君）

場内の皆様、こんにちは。本日は民生委員の方々をはじめ多くの方々に傍聴していただき、誠にありがとうございます。村民のためにですね、精一杯取り組んでまいりますので、今後ともひとつよろしく願い申し上げます。

それでは、令和3年第3回定例会にあたりまして、一言所見を申し上げます。

はじめに、今年の夏は3年ぶりに新型コロナウイルス感染防止に伴う行動制限がなく、奄美群島の空港や港も帰省客の姿が目立ち、行楽地も大変にぎわった夏でありました。しかしながら、一方では新型コロナの第7が猛威を奮い、当宇検村においても過去最高の新規感染者が確認されたところでございます。感染された皆様に対しましては、お見舞い申し上げますとともに、早期の回復を心からお祈り申し上げますとともに、日夜業務に従事され、医療・介護などを支えていただいておりますエッセンシャルワーカーの皆様に対しても、心より感謝を申し上げます。新型コロナウイルスがですね、一日も矢泊収束しまして村民の皆様の平常な生活が戻ることを切に願いまして、この難局を村民一丸となって乗り越えてまいりましょう。

それでは、通告に従いまして4点について一般質問を行います。

まず1点目に、コロナ支援について。1項目め、自宅で療養されておられるコロナ感染者及び濃厚

接触者の方々に対しての食料品等の支援体制は。

2点目、さまざまな支援制度がありますが、広く村民に対し相談体制や支援制度の活用方法について周知を図るべきと考えますが、村当局はどのような対応を行っているのか。

3項目め、役場庁舎内にコロナ全般に関する相談窓口は設置しているのか。

4項目め、4回目ワクチン接種について、子供及び18歳以上の方への接種計画の時期はいつごろになるかお伺いをいたします。

2点目に、村内のスポーツ施設についてお伺いをします。

本村では、スポーツ施設を7施設保有しておりますが、いずれも建設から30年以上経過しております。今後、修繕に係るコストが増加していくことと考えられますが、今後のスポーツ施設等の管理に関する基本的な考え方について伺います。

3点目でございますが、スポーツ合宿誘致推進について伺います。

ここ数年はコロナ禍によりスポーツ合宿については実績がないと認識してございますが、今年度は実績があったのか。

次に、スポーツ合宿誘致に向け令和4年度の予算審査特別委員会の中で積極的な取り組みをお願いしたいと意見、質疑しましたが、宿誘致に向けた推進について、担当課はどのような取り組みを行ったのか伺います。

最後に4点目でございますが、元気の出る公社の体制・運営についてお伺いをします。

今年度より、公社の体制と方針を大きく見直し、運営を行うとのことですが、1点目に、職員を増員しているが、村民の要望に迅速に対応できているか。

二つ目に、耕作放棄地の解消を積極的に進めるとありますが、進捗状況をお聞きます。

最後三つ目に、農業基盤の確立と村民の農業所得の向上を図ると、令和4年度の施政方針でうたっておりますが、具体的な取り組みや施策についてお伺いをいたします。

以上でございますが、あとは通告席にて再質問をいたします。

○議長（杉浦治俊君）

ただいまの壽山新太郎君の質問に対して答弁を求めます。

○村長（元山公知君）

壽山議員のご質問にお答えいたします。

まず、コロナ支援対策についての1点目の、自宅で療養されておられるコロナ感染者及び濃厚接触者に対しての食料品等の支援体制はとのご質問ですが、新型コロナウイルスに感染された方、また濃厚接触者の氏名等は公表されておらず、全ての方々を把握することは難しい現状であります。本人から、物資等についての相談があった場合には、マスク、手袋、消毒液など、家庭内での感染拡大防止となる物品と、酸素濃度を測定するパルスオキシメーターの貸与を行っております。食料品については、感染者からの依頼があった場合、買い物代行支援を行っており、これまでに1件の依頼がありました。

次に、2点目のさまざまな支援体制があるが、広く村民に対し、相談体制や支援制度の活用方法について周知を図るべきと考えるが、村当局はどのような対応をとっているのかとのご質問ですが、物品の支援、酸素測定器等の貸与の支援については述べましたが、他にPCR検査、抗原検査を実施した方に対し、検査に要した費用の個人負担分を助成しております。この助成制度については、広報誌や村ホームページに掲載し周知しております。

次に、3点目の役場庁舎内にコロナ全般に関する相談窓口は設置しているのかとのご質問ですが、現在は、相談窓口として特別に設置はしておりません。感染に対する相談については、保健福祉課の予防係、保健師が中心となって受け付けております。

次に、4点目の4回目ワクチン接種について、子供及び18歳以上の方への接種計画はとのご質問ですが、4回目接種の対象者は、3回目接種から5カ月以上が経過し、60歳以上の方と、18歳以上60歳未満で基礎疾患を有する方、新型コロナウイルス感染症にかかった場合の重症化リスクが高いと、医師が認める方、医療従事者等及び高齢者施設等の従事者」となっており、12歳から17歳までの子供に対しての接種に関しては方針が示されておられません。18歳以上の4回目接種についてですが、8月末までに集団接種日を3日間設け、対象者に対し接種をしております。また、今月末にも接種を行います。

次に、村内のスポーツ施設についての、本村では、スポーツ施設を7施設保有しているが、いずれも建設から30年以上経過しており、今後、修繕に係るコストが増加していくと考えられるが、今後のスポーツ施設等の管理に関する基本的な考え方はとのご質問ですが、議員ご指摘のとおり、施設の老朽化が進んでおりますが、限られた予算の中で修繕を行ない使用している現状でございます。今後におきましても、大規模な改修につきましては、財政負担が軽減されるよう交付金事業等を活用して改修できるよう検討してまいります。

また、軽微な修繕等に関しましても、引き続き予算の範囲の中で対応してまいりたいと考えております。

次に、スポーツ合宿誘致推進についての、今年度のスポーツ合宿実績は何件あったか。また、スポーツ合宿誘致に向けた推進について、担当課はどのような取り組みを行ったのかとのご質問ですが、今年度スポーツ合宿の実績についてですが、コロナの影響もあると思いますが、8月末の時点で2件のスポーツ合宿が行われています。担当課の取り組みに関しましては、教育委員会においては、問い合わせがあった時点で、合宿が行われる施設の予約の受付業務または日程調整などを行っております。企画観光課においては、奄美大島5市町村で構成する奄美満喫ツアー実行委員会において、ホームページを作成し学生スポーツ・ゼミ合宿誘致助成事業の周知を図っているところであります。今後におきましても、コロナの状況に応じて、合宿の申込に影響が出ることが懸念されます。

次に、元気の出る公社の体制・運営についての、今年度より、元気の出る公社の体制と方針を大きく見直し、運営を行っていくことについての①の職員を増員しているが、村民の要望に迅速に対応できているのかとのご質問ですが、4月より元気の出る公社の職員を増員して、運用を行っていると

ころであります。現在、トラクター等の農業機械の乗り手を育成しながら、農家の要望に対し、随時対応しているところではありますが、中には天候の状況等により、機械の使用を保留したりする場合もあるかと予想されます。しかし、天候に左右されない業務等においては、集落座談会等においても、対応が迅速化したと評価していただいていますので、概ね対応できていると考えております。

次に、②の耕作放棄地の解消を積極的に進めるとあるが、進捗状況はとのご質問ですが、倉本議員の質問でもお答えしましたが、本年度より、株式会社宇検村元気の出る公社の職員等を増員して、耕作放棄地解消対策を実施しております。

実施している地区としましては、阿室地区の基盤整備地及び広下地区の基盤整備地を対象として開墾しており、現在までに、阿室地区では約1.8haを開墾して、基幹作物であるサトウキビの植付けを予定しております。また、湯湾広下地区においては、約30aの農地の賃貸借をしてたんかんを植付け、スピードスプレイヤー等による機械を用いて、維持管理を予定しており、スマート農業への変革も併せてPRしながら運用して、モデル圃場としてたんかんを植付ける予定としております。

次に、③の①②を含め農業基盤の確立と村民の農業所得の向上を図ると施政方針でうたっているが、具体的な取り組み施策はとのご質問ですが、重点品目のたんかんについては、まず専門家の巡回指導を徹底的に実施し、農業基盤の確立につきましては、現在、宇検村元気の出る公社が取り組んでいる、阿室地区での遊休農地の解消、そしてサトウキビなどの基幹作物の栽培を通して、農業経営の基礎となる土地を再整備しております。そこへ、新規就農を希望する方などを、人材育成の受け皿として公社へ就職を促したり、シマっちゅ見習い隊の制度を活用することで、公社での仕事をしながら営農に携わっていただき、公社が研修機関としての側面を持ち、就農に向けた基盤作りにつなげていきます。年次契約での雇用形態をとり、数年間公社の職員やシマっちゅ見習い隊として農業に関わることで、宇検村の農業の特色や営農技術、そして地域からの信頼を得ることでスムーズに就農へ移行できると考えております。

次に、農業所得の向上についてですが、県・J Aと連携した定期的な巡回指導による栽培技術の向上や、昨年度より実施しているうけんブランド確立事業での農作物のブランド化や、光センサー選果場の選果手数料助成による施設の利用促進による品質向上に向けた意識醸成、そして、今年度より移設したケンムンの館への出荷を通し、少量多品目栽培によって、誰もが農業へ参加しやすい環境を整備し、農業所得の向上を図っております。以上であります。

○議長（杉浦治俊君）

再質問がありますか。

○2番（壽山新太郎君）

まずはじめにですね、コロナ支援についてでございますが、自宅で療養されておられますコロナ感染者及び濃厚接触者に対しての食料支援の支援体制のところですが、この件につきましては、先ほど同僚議員のほうから同様のですね、質問がありまして、若干、もうほとんど重複する部分があ

りますが、何点かですね、伺いたいと思います。

まずはじめにですね、ここ宇検村においてもこの夏、コロナが感染爆発をしまして、そのコロナ対応にですね、ご尽力いただいております担当課の職員の皆様に深く感謝を申し上げます。本当にお疲れ様、本当にご苦労様でございます。これからもですね、第8波、9波が来るか分からないですけど、またそのときにはですね、コロナ対応対策方をですね、よろしくお願いします・

まずはじめにですね、8月の31日現在の宇検村で確認されました感染者の累計でございますが、先ほど同僚議員にの中で、感染者数の数字がお示しされましたが、238名となっていると思います。これは前月と前月の7月とですね、比較しますと、7月末が124名でありますので、8月間の1月の月間で114名の感染者が確認されたことになります。この数字につきましては、南日本新聞が発表している数字でございますが、人口、今宇検村が1,600名切っている状況でございますが、これだけの感染者が発生した要因はですね、何であるか、村当局として何か分析されていることがありましたら伺います。

○保健福祉課長（保枝力人君）

お答えいたします。1月からですね、8名、2月が7名、3月が9名、4月が8名、5月が7名、6月が16名、7月が69名、8月が114名というふうになっております、感染者の報告が。今の要因といたしましては、やっぱりお盆での帰省とかが主な要因かと思いますが、見ましても感染経路不明というのが結構ありますので、実際の原因としましては分からないのが現状であります。以上です。

○2番（壽山新太郎君）

少し答弁でもございましたが、いろんな全国の状況を見てみますと、やはりオミクロン株のB A5ですか、このB A5の感染力がですね、やはり、これはB A2の約1.3倍強く観戦するということで、これが大きな要因でありまして、先ほど私が冒頭挨拶の中でも申し上げましたとおり、今回夏は3カ年ぶりに行動制限がなくてですね、かなりお盆とか、帰省客が大変多くてですね、これもまた感染拡大の大きな要因であったかと思います。これだけ出ております、私の近所の周りにもですね、陽性者やら濃厚接触の方が多数おられました。そのときですね、いろんな個人情報の関係もございしますが、私はですね、真っ先にその方に連絡をしましてですね、ちょっと情報があつたもんですから、食料とか、何か困ったことがあつたらですね、言ってくださいということをやったところであります。なかなか実際、コロナ陽性になった場合はですね、なかなか自分からは他人のほうには言いつらいのが現状でございますが、答弁にもございますが、保健所からの通達上の関係上ですね、遅れが生じることは重々分かっておりますが、宇検村としてこれからそういった素早いですね、陽性者なり濃厚接触者に対しての素早い迅速対応をですね、お願いしたいのですが、これは先ほどの同僚議員と同じ質問になりますが、再度その対応の徹底方をお願いしたいんですが、どうお考えですか。

○保健福祉課長（保枝力人君）

先ほどもお答えしましたとおり、診療所で陽性が判明された方に関しましては、チラシ等を作り

まして相談とかあるときには保健福祉課のほうに連絡するようにという形でしていきたいと考えております。以上です。

○2番（壽山新太郎君）

コロナの対応はですね、ものすごく現場のほうは大変だと認識してございます。やはりですね、これだけコロナが宇検村でも出ておりますので、感染された方々がこういった形で意見交換とかするかわかりませんが、そういったさまざまなですね、意見の声を吸い上げていただいてですね、その後の対策につなげていければと思います。ひとつ対応方、課長、よろしくお願いをいたします。

次に、さまざまな支援活動の活用の周知なんですけど、こちらのほうも重複しますが、ちょっと私から要望というか、お願いごとなんですけど、今のところ感染者は10日から8日にちょっと短縮になったかわかりませんが、今までは10日間の療養待機期間となります。その間はですね、なかなか仕事にも出れなくてですね、中には収入減が、低下する方々もおられると思います。特に今回、高齢者の方々もかなり多く感染しておられます。そこでですね、感染療養者に対して、見舞金、支援金ですね、見舞金みたいなのを支給してですね、経済的支援を打ち出すべきじゃないかと考えておりますが、見解をお聞かせください。

○村長（元山公知君）

議員のおっしゃることは、はい、そうですね、収入減の方々にとってのすごい切実な要望だと思うんですけども、やはり他の自治体の中でもなかなかこういうふうに見舞金を出しているところ、ちょっとまた我々もちょっと勉強附則でもありますので、またしっかりとそういうのをまた勘案しながらですね、どのように、また例えばサポートできていけるのか、ちょっとまた庁内で協議したいと思います。よろしくお願いします。

○2番（壽山新太郎君）

そうした前向きなご答弁ありがとうございます。なかなかそういった意見もですね、声もですね、ちょくちょく聞いておりますので、対応方お願いしたいと思います。

あと今回のオミクロン株は後遺症とか出ないみたいなんですけど、中にはやはり後遺症とか残る方々がいらっしゃると思います。このコロナのですね、回復者の方には後遺症を訴えてですね、苦悩している方々もいらっしゃると思いますが、後遺症の今宇検村で発生された方で、今現在、後遺症の発生状況等は村として把握しているか伺います。

○保健福祉課長（保枝力人君）

後遺症の件なんですけど、ちょっと味覚がおかしいとか聞いたことがあるんですが、それぐらいの後遺症は聞いております。

○2番（壽山新太郎君）

次の相談窓口の件でもいろいろお話すんですけど、やはり行政としてもですね、そういう後遺症で苦しむ方が中にはいらっしゃると思いますので、やはりそういった先々のことで、発生状況ぐらいはやはり行政としても把握するべきじゃないかと、私はそういう認識しておるんですけど、そこ

あたりはどうですか。

○保健福祉課長（保枝力人君）

お答えします。確かに保健福祉課といたしまして後遺症とかいう情報をほしいんですけど、実際、本当に誰がなっているのかというのが、本当に分からない状況ですので、なかなか把握できないところであります。以上です。

○2番（壽山新太郎君）

そちらについては、県とか、そこあたりのところは、そういった対応とかされてないんですかね。

○保健福祉課長（保枝力人君）

その後遺症とかについてでしょうか。それは県のほうからも聞いておりません。

○2番（壽山新太郎君）

このコロナにつきましては、いろいろな諸問題があると思いますが、やはり中にはそういった後遺症でですね、苦しんでいる方もいらっしゃると思いますので、何か5市町村のコロナ対策会議の中でもかまいませんので、村長、やはりそういった後遺症者に対する治療費等の支援とかですね、いろんな支援があると思いますので、そこあたり勘案しあいながらですね、要望じゃないですけど、対応していただければと思います。

次に、庁舎内にコロナ全般に対する相談窓口の件なんですけど、これ専用の窓口は設定しないということですよ。

○保健福祉課長（保枝力人君）

はい、答弁のとおり特別に設置はしておりません。

○2番（壽山新太郎君）

先ほどの同僚議員の質問の中で、今回、今後回線、電話回線、専用回線とか設置して対応していきたいというご答弁でございましたが、やはりですね、今全数把握の見直しを進めておりますが、国民とか、我々村民はですね、まずコロナになり熱が出ました場合に、どこに問い合わせをすればいいか。多分、今でさえ分からない、特に高齢者の方とかですね、なかなか分からない状況だと思います。実際に身近に感染者が出ました。問い合わせはどこにするのか、検査はどこで、陽性になったらどこにとかですね、それが今、国民とか村民が一番知りたいことだと、私は認識しております。やっぱり宇検村は土日とか、診療所、役場も休みとなっております、土日とか、熱発した場合にどこに、誰に問い合わせすればいいのかとかですね、そういった意見を多く聞いてございます。このことについて見解をお伺いします。

○保健福祉課長（保枝力人君）

お答えします。おっしゃるとおり土日は診療所も休みとなっております。発熱患者に対してましては、コロナ対策会議、5市町村で作っている対策会議があるんですけど、その中でも県病院の先生、ドクターとかが話すことによりますと、土日とかの診療はあまり来ないでほしいと、混雑する

ということでした。それで、検証というか、発熱ぐらいでしたら翌日の受診でもいいということでしたので、という話は聞いておりますけど、やっぱり相談窓口、ホットライン的なのを設置して対応できる体制を整えていけたらいいと思っております。以上です。

○2番（壽山新太郎君）

ですので、やはりみんな分からないわけですね。土日とか、この前、お盆のときもそうなんですけど、なのでですね、役場のほうで忙しいと思っておりますけど、その土日とか、休みの日の対応はどこに問い合わせ等はして、そういう手順書を簡単な手順書というか、ぱっとチラシで見てもういったのが分かるですね、簡単なチラシ等でも作ってもらえれば、村民の方もそこ辺りは困惑しないと思いますが、そういった周知をすることがとても大事だと僕は思っております。それが住民サービスの一環だと思っておりますが、そこあたりはどうお考えでしょうか。

○保健福祉課長（保枝力人君）

はい、ありがとうございます。土日の対応につきましても、チラシを作りまして、どこどこで相談できるよという体制を周知していきたいと思っております。以上です。

○2番（壽山新太郎君）

保健福祉課長は、いつも要望を聞くとすぐ対応してくれる大変すばらしい課長でございますので、本当に忙しい中ですが、村民のためでございますので、対応方よろしく願いをします。

コロナは最後なんですけど、4回目のワクチン接種について答弁がございましたが、1点確認なんですけど、こちらは今まで3回目までは集団接種をしていると思いますが、今回も集団接種をする予定なんですか、伺います。

○保健福祉課長（保枝力人君）

お答えします。確かに3回、4回目を集団接種でしております。4回目にオミクロン株に対しましても集団接種を行ってスムーズな接種を進めていきたいと考えております。以上です。

○2番（壽山新太郎君）

ぜひよろしくお願いします。私も3回ワクチンを集団接種を受けましたが、集団接種の会場とか、実際ワクチンを受けてみますと、会場の設置とか、接種の進め方、職員の対応等ですね、大変すばらしいと実感したところでございます。本当にそういう準備等ですね、大変だと思いますが、ぜひよろしくお願いしますと思います。

次に、村内のスポーツ施設について何点かお伺いをしますが、まずお聞きしたいのがですね、宇検村公共施設等総合管理計画というのがありますが、こちらは平成29年3月に策定しているところですが、今年で5年目になりますけど、若干、すごく老朽化している施設もありますし、使用されていない施設もありますが、この総合計画管理計画のですね、見直しは考えていないか、まずそこをお伺いします。

○総務課長（原田俊昭君）

お答えいたします。この管理計画、やっぱり法律にのっとって管理計画を作成しておりますの

で、期限が来ると思いますが、今私のほうでちょっとその期限を把握しておりませんが、見直す時期に来たらしっかり見直して、対応していきたいと思っております。

○2番（壽山新太郎君）

じゃ、その点につきましてはよろしくをお願いします。

それでは、その総合管理計画のですね、中身について何点か伺いますが、公共施設の管理に関する基本的な考え方の中でですね、点検、診断等の実施方針がありますが、点検等についてはどの部署が点検を行い、年に何回程度、その点検の頻度ですね、ほどの程度実施しているのか。またそういう点検は業者に委託してさせているのか、そのあたりを教えてください。

○総務課長（原田俊昭君）

この点検でございますが、集落の公民館とかもやったり、劣化度診断とか行いましたが、まずは順番とした目視、それから手を加えて触診とか、そういったことになると思っております。その診断をどの部署がするかとなるとですね、役場でやる分には目視でやることになると思いますが、それを超える診断につきましては、委託をすることになると思っております。

○2番（壽山新太郎君）

公民館は村が指定しているスポーツ施設には該当しないと思いますが、7施設、プールですね、柔剣道場、相撲場、総合体育館、弓道場、野球場、陸上競技場、これは、総合計画の中で今見ておりますが、その7施設の点検について伺いましたが。

○教育委員会事務局長（藤 貴文君）

それでは答えします。今現在、村で保有しておりますスポーツ施設は一応9施設で保有しております。今後の管理方針についてお答えいたします。武道館、プール、体育館、陸上競技場、テニスコート、野球場、この施設に関しましては必要な修繕を行いながら予算の範囲内で維持管理を行ってまいりたいと考えております。あと弓道場に関しましては、現在使用度が極めて低いため、必要に応じて修繕等を行ってまいります。あとゲートボール場なんですけど、必要なコート面、大会等するときの必要なコートの維持管理を今後行ってまいります。相撲場なんですけれども、現在村内では競技人口は極めて少なく、また各集落に土俵が整備されているため、今後、修繕等は行わないような状況であります。以上です。

○2番（壽山新太郎君）

この基本総合計画の7施設にプラステニスコートとゲートボール場ということですね、分かりました。いろいろございますがですね、陸上競技場のアンツーカーですか、舗装の件ですが、これは7月、役場の方も状況はご存知かと思えますけど、7月に開催した議会報告会の中でもですね、住民のほうから要望がありました。私も実際に現場に行ってもですね、痛んでいる箇所とか、写真を撮ってみましたが、かなりですね、舗装が盛り上がったとか、切れていたりとかですね、あとこう、踏んだらべちゃってして、すごく本当に使える状況ではないと、僕、素人目なんですけど、感じたところであります。また、陸上競技場はグラウンドゴルフを使用する村民の方や、中にはやっぱりジョ

ギングをされる方が多くいらっしゃいますので、その陸上競技場のアンツーカーの塗装の件について、安全性は大丈夫なんですか。

○教育委員会事務局長（藤 貴文君）

お答えします。今のところ安全性に関しては問題ないとは思いますが、今後、使っていく上で必ず改修が必要になってくるとは思います。そこで今、教育委員会課内で検討している事項がありまして、宝くじ関係のスポーツ振興くじ助成金というのがありまして、それが大規模改修等に適用されるということでございます。来年度の事業の申請が11月から1月の間に事業申請をしますので、今その準備をしているところです。もし採択されればこの事業に載せて改修の実施も検討していきたいと考えておりますが、補助金だけではできないので、財政当局とも調整しながら検討してまいりたいと考えております。以上です。

○2番（壽山新太郎君）

やはりアンツーカーは、かなり全部替えるとなると、相当な費用になってくるとは思います。そこあたりは段取りされているということなんですが、今現状を、今めくれ上がったんですね、しているところの箇所の修繕はする予定はないんですか。

○教育委員会事務局長（藤 貴文君）

お答えします。今の段階で予算等確保しておらず、現在、状況に関しては教育委員会のほうでも把握しておりますが、所々の補修ではやっぱり無理があると思うので、できれば大規模改修で全面改修できればと考えておるところでございます。

○2番（壽山新太郎君）

この件につきましてはですね、私も実際見てですね、写真も撮っております。グラウンドゴルフをされる方とか、そこあたりでしている方からもですね、そこがちょっとめくれているよとかですね、ちょっと役場のほうに言ってくれんかという要望がきています。実際、教育委員会のほうにもそういった問い合わせ、苦情じゃないんですけど、そういう直してほしいとかいう要望は来ていますか。

○教育委員会事務局長（藤 貴文君）

お答えします。直接的にですね、教育委員会のほうに直してくれとかいう要望はございませんが、あそこがめくれているよという情報提供は多々ございます。以上でございます。

○2番（壽山新太郎君）

それとですね、昨日、その前の新聞でもありましたが、村民体育大会が3年連続コロナで中止と聞いておりますが、私はあの状態で体育大会をするのは、大変安全性に問題があると、私は認識しておりますが、そこ辺りはどうお考えでしょうか。

○教育長（村野巳代治君）

お答えいたします。陸上競技場のアンツーカー、全天候型のトラックにつきましては、4・5年前から私たちも把握、情報をいただいておりますが、3年前にやった村民体育大会のときもですね、うちの

事務局長やら担当で、素人でしたけれども、膨れている部分のゴムを切って、その下はコンクリートの面なので接着剤を塗って、剥がれている部分を圧縮し、圧迫して抑えて、上から土のうを積んで、体育大会の前に実施をしたこともありました。こちらも全面改修ということで、そういったときの情報等は、奄美市の三儀山の陸上競技場等を参考にして、一応予算等の資料も一応持ってはいるんですが、議員もおっしゃったように膨大な金がかかるので、なかなかこれまで手が付けられない状況であります。実際に村民体育大会が実行された場合のときを心配されて、今ご質問があったんですけど、うちのトラックコース8コースあるんですけど、実際、しなければいけないというときには、一番ひどいのが一番内側の1コースなんですけれども、1コース、2コースぐらいは使用禁止にして、あとの6コースで一度にレースが行われるのは、6チームあるかないか、そういう調整もしましてですね、実施は安全面の上での実施はできたのではないかなと思っておりますけれども、どちらにしましても、早くそういう改修ができたらいいなと考えているところです。以上です。

○2番（壽山新太郎君）

体育大会の開催についてのそういう危険箇所の点検というか、どういった進め方については、教育長が今ご答弁がありましたとおり、そういったのを考慮して、もしコロナじゃなければやる予定だということで、そういったことでございますので、やはり安全性については、やはりちょっと心配がある施設でございますので、すみませんが対応のほうをよろしくお願いします。

次にですね、統合や廃止の推進方法について、先ほどは相撲場がありますよね、それは利用実績がないという課長の答弁でございましたが、この相撲場のところは、何かいい活用方法があればですね、何かちょっと、莫大な費用もかかると思いますが、その相撲道場の今後の活用方法とか、そういったのは何か当局として何か考えておられるのか伺いたいと思います。

○村長（元山公知君）

以前も答弁をさせてもらったと思うんですけども、あそこの体育館の周辺等をですね、再整備をしようという計画を立てようということで、まず庁内の40歳以下の職員に案を出していただいて、そしたら8チームからの案が出されてですね、例えば水遊び場をここに持って来よう、ここに遊具をこういうふうに設置して、例えば土俵を、例えば撤去して、ずっとそこを芝を張ったり、それでオープンスペースに持っていくような考えで、例えばテニスは、例えば体育館側のほうに持っていくとかですね、そういうふうな案もいろいろ出されていますので、今後、その案をいろいろ取り入れながら、再整備計画を立てていく予定であります。

○2番（壽山新太郎君）

そういった取り組みをされているということは聞きまして、大変安心したところでございます。いろんな若手の職員の意見を聞いてですね、すばらしい、みんなが有効活用できる施設にしていきたいと思います。

あとちょっと要望系なんですけど、野球場の周りに設定しておりますグラウンドゴルフのコースがありますよね。そちらのほうもグラウンドゴルフをされている方々から、もっと充実化してほしい

いとか、そういった声をですね、本当に多く聞きます。これだけ高齢者率が上がってですね、今後もうそういった、ゲートボールは最近少ないと聞いておりますが、これから先もグラウンドゴルフ関係は人口が増えてくると予想されますが、先ほどの総合計画の中にでもですね、そういうグラウンドゴルフ場のそういった拡大というか、もうちょっと充実化できる施設をですね、造っていただければと思いますが、そこ辺りをご検討方をお願いをしたいと思います。

それと私、半年ぐらい前に、その周辺の農協のプロパン倉庫がある、その側溝というか、排水のところがですね、グラウンドゴルフをされる方が臭いがきついということで、泥の撤去をですね、要望してございますが、その件についてはどうなったか教えてください。

○産業振興課長（柳 栄治君）

お答えします。その遊歩道と農道の水路は海岸保全区域、県の海岸保全区域になっております。それで今回、産業振興課のほうで緊急浚渫債で水路の周りの土砂取りを4年から6年で計画していますので、今年は俊岡自動車前の浚渫を行う予定ですので、順次潮遊地を含めて干拓地の周りの水路の浚渫を行っていきたいと考えております。

○2番（壽山新太郎君）

ちょっとお願いなんですけど、これは住民から聞いた要望なんです。私が代弁して要望を出しております。その結果をやはり教えていただかないと、また言われた村民の方にお返しができませんので、どうなっているかと。何回も聞かれるんですよ、どうなっているか、どうなっているか。村長のほうにもどうなっているかというのを大分前にお願いしたんですけど、やはりそういった対応をですね、ちゃんとしていかないと、お互い意思疎通をしていかないと、村民の声を無視しているのと同じです。我々も村民に伝える義務がありますので、そういった4年か6年でする計画がありましたら、その計画を報告でもよろしいですので、そこ辺りは我々のほうにも、要望を出したほうにもちゃんと伝えていただければ、また村民の方のためにもなりますので、そこ辺り、対応の方よろしくをお願いします。以上でスポーツ施設については終わります。

次に、スポーツ合宿推進についてでございますが、今年度は8月末で2件のスポーツ合宿が行われたというところでございますが、なかなかコロナでここ数年、合宿ができていない状況であることは私も認識しているところでございます。やはり過去には、コロナが始まる前まではですね、宇検村は スポーツ合宿がかなり有名というか、口コミでもかなり合宿がしやすいとかですね、すごくしやすい環境にあるという話をよく耳にしておりました。過去には東北福祉大学とか、全日本の女子バレー、そして卓球のメダリストの福原愛さんなどが来てですね、すごい合宿で盛り上がった時期がございました。私が感じているところではですね、世界自然遺産登録と並行してですね、合宿誘致の推進を実施していただきたいと思うんですよ。奄美市のスポーツアイランド協会、協会がこの奄美満喫ツアー実行委員会と同じなんですかね。

○企画観光課長（辰島月美君）

この奄美大島の満喫ツアー実行委員会というのは、本島で窓口を持って奄美大島観光物産連盟が

事務局をして発信をしているという組織になります。

○2番（壽山新太郎君）

じゃ、違う組織ということですね。私はインターネットでですね、奄美スポーツ合宿ガイド、この奄美スポーツアイランド協会が打ち出しております、この奄美スポーツ合宿ガイドというのがですね、あるんですよ。これを見て、大変分かりやすいですし、空港からの道のりとか、あと宿泊施設とかですね、さまざまな合宿誘致のことについて書いているガイドであります。僕もスポーツが大好きなんですけど、以前のようにやはり合宿に呼んでですね、村民の方との交流もできればと思っておりますので、ぜひ宇検村版でですね、こういった簡単な、お願いごとばかりですみませんが、こういった簡単なスポーツ合宿ガイド等を作成して、大学とか高校とか、リピーター校はもちろんなんですけど、新規で合宿に来ていただくために、こういったPRもですね、すごい大事だと僕は思っておりますので、そこ辺りの対応についてはどうお考えでしょうか。

○企画観光課長（辰島月美君）

その奄美大島スポーツアイランド、それも多分5市町村で、ごめんなさい、はっきりと確認ができていないんですけれども、奄美大島という形で5市町村が取り組んでいる事業だと思います。奄美大島の満喫ツアーにしてもそうなんですけれども、各市町村単独でというよりも、奄美大島という大きな窓口を持ってPRすることによって、奄美大島を認識してもらって、そこから各市町村の取り組みでニーズに合ったところで合宿をするという、今そういうシステムなんですけれども、受け入れ体制的には宿泊所がちょっと少なかったり、しかしまた、宿泊所から歩いて移動ができる、そして飲食店と陸上競技場、そして体育館が集中して設備されているという、その好条件の下、宇検村で合宿をされた方々にはすごく好印象で、またリピーターもすごく多いので、今後はまた増えるという見込を持ちながら、また広報も一生懸命やっていきたいと思います。

○2番（壽山新太郎君）

答弁書の中では教育委員会において問い合わせがあった時点で合宿が行われる施設の予約の受付業務を行っているとして書いてありますが、担当課としては前向きな誘致推進は特別はされてなかったということですか。

○企画観光課長（辰島月美君）

窓口は宇検村単独でもってPRというパターンはなく、5市町村での奄美大島満喫ツアーのほうで窓口となって、そちらのほうから助成金の申請のやり取りがあるという流れになっています。その窓口のほうに申込みがあった時点で、宇検村の施設が空いているかどうかというのは、教育委員会を通して確認、予約をするという流れの事務作業になります。

○2番（壽山新太郎君）

その満喫ツアーじゃなくて、その奄美大島5市町村のやつの助成事業、これ宇検村の合宿誘致補助金と宇検村体協の何か事業助成合宿補助金ですか、その二つが、この一覧表を見たんですけど、その二つが事業補助であるらしいんですけど、これ、今もあるんですよ。

○企画観光課長（辰島月美君）

はい、あります。今年二つの学校が合宿されたんですけれども、どちらの補助金も利用しての合宿だったと思います。

○2番（壽山新太郎君）

奄美満喫ツアーとですね、この5市町村のいろんな助成事業もですね、ありますので、やはり知らない学校とかもあると思いますので、こういうすばらしい事業、補助のですね、事業がございまして、ぜひPRを徹底していただいて、多くの高校生、高校、大学のとか、一般がですね、合宿に来るよう、誘致推進のほうよろしくお願いします。

最後に、元気が出る公社の運営体制についてでございますが、4月に体制強化ということで職員を増やしてございますが、すみません、何名増やしたのか、今年の3月末の職員数と、体制を増やした4月からの分ですか、職員を増やしたんですよね、今の職員数の数字を教えてくださいと思います。

○産業振興課長（柳 栄治君）

それではお答えします。3年度までは公社は7人の職員で運営しておりましたが、4月より役場から職員を1名派遣し合計15人で現在運営している状況です。

○2番（壽山新太郎君）

公社の職員の件につきましても、午前中同僚議員からいろいろ説明、質問があつて、重複するところがいっぱいあると思いますが、そのトラクターのオペレーター、トラクターが3台、4台ですか、あるんですが、そのトラクターとか、オペレーターの育成に関する研修とか、そういったまた農業に対する知識、技術向上に向けた研修会とか、そういう職員育成はどのような形で実施しているのか伺います。

○産業振興課長（柳 栄治君）

お答えします。3年度まではトラクターに関しては職員1人で対応している状況でありましたが、4年度から公社に聞き取りを行ったところ現在3人でトラクターの運転を行っているということでした。今後また15人の職員の中でそういった研修を行いながら、村民の要望に答えられる、早急に答えられるように体制づくりをやっていきたいと考えております。

○2番（壽山新太郎君）

この公社の拡大について、やはり農業振興では大事なことでございますので、よろしくお願いします。同じく2年前に龍郷町ですね、地域公社、地域振興公社ですか、こちらは開設から2年の公社でございますが、担当のほう、担当がですね、元うちの農協職員ということでいろいろと話を伺ったんですよ。今現在8名体制で町内全般の農作業の受託をやっているというところでございます。やはり、この職員からですね、いろいろ話を聞いたんですが、町長をはじめですね、町全体で真剣に農業振興のことを考えてですね、いろんな模索をしながらやっているということは伺いました。この人、農業振興についてですね、すごく固く語ってくれてですね、すごく農業振興をやろうとい

うものがですね、印象でありました。やっぱり我々も職員も増やしていますし、そういうトラクターの育成とか、農業の知識、技術向上をですね、職員に向け研修等を徹底していただいてですね、農業振興の発展のために村民のためにやっていただきたいと思います。

あと耕作放棄地の件なんですが、これは農業委員会の令和2年度の資料なんですが、遊休農地の割合ですね、管内の農地面積がこの令和2年度の数字でございますが、164.8 h a に対して遊休農地面積が27.4haということでありまして、割合でいきますと16.62%が遊休農地であると、これは農業委員会の資料なんですが、今現在のですね、村の遊休農地の面積がいくらあるか、分かる範囲でお答えください。

○産業振興課長（柳 栄治君）

令和3年度に荒廃農地調査で再生利用な荒廃農地ということで把握している面積は26.5 h a になります。

○2番（壽山新太郎君）

ちょっともう時間がございせんが、本当は5年後のですね、遊休耕作放棄地の解消計画もお聞きしたかったんですが、もう時間がございせんので、公社のほうの人数も少ない中であると思いますが、耕作農地解消に向けた取り組みの徹底をですね、お願いしますとともに、最後にまた人口減少、また農家の高齢化、若い人たちに対する担い手の育成、課題は山積でございますが、まずできることからですね、着実にやっていただきまして、将来に向けた宇検村の農業発展に向けて、みんなで一緒にやっていきたいと思いますので、頑張ってまいりましょう。それでは私の質問は終わります。ありがとうございました。

○議長（杉浦治俊君）

これで2番、壽山新太郎君の質問を終わります。

これで一般質問は終了しました。

暫時休憩します。開会は3時30分とします。

休憩 午後 3時18分

再開 午後 3時30分

○議長（杉浦治俊君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

- △ 日程第9 認定第1号 令和3年度宇検村一般会計歳入歳出決算について
- △ 日程第10 認定第2号 令和3年度宇検村国保事業特別会計歳入歳出決算について
- △ 日程第11 認定第3号 令和3年度宇検村国保施設事業特別会計歳入歳出決算について
- △ 日程第12 認定第4号 令和3年度宇検村簡易水道事業特別会計歳入歳出決算について
- △ 日程第13 認定第5号 令和3年度宇検村農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算について

て

△ 日程第14 認定第6号 令和3年度宇検村漁港漁村集落排水事業特別会計歳入歳出決算について

△ 日程第15 認定第7号 令和3年度宇検村介護保険事業特別会計歳入歳出決算について

△ 日程第16 認定第8号 令和3年度宇検村後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出の決算について

○議長（杉浦治俊君）

日程第9、認定第1号、令和3年度宇検村一般会計歳入歳出決算についてから、日程第16、認定第8号、令和3年度宇検村後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出の決算についてまでの8件を一括議題とします。

本8件について、提出者の説明を求めます。

○村長（元山公知君）

認定第1号、令和3年度宇検村一般会計歳入歳出決算についてから、認定第8号、令和3年度宇検村後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算についてまでの提案理由をご説明いたします。

地方自治法第233条第3項の規定により、令和3年度の宇検村一般会計、宇検村国保事業特別会計、宇検村国保施設事業特別会計、宇検村簡易水道事業特別会計、宇検村農業集落排水事業特別会計、宇検村漁港漁村集落排水事業特別会計、宇検村介護保険事業特別会計、宇検村後期高齢者医療事業特別会計、それぞれの歳入歳出決算を監査委員の意見書を添えて議会の認定に付するものであります。

以上、8件についてよろしくご審議をお願いいたします。

○議長（杉浦治俊君）

これで提出者の説明を終わりました。

お諮りします。

本8件については、全員で構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することにしたと思います。

ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（杉浦治俊君）

ご異議なしと認めます。

本8件については、全員で構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託し審査することに決定しました。

これから、決算審査特別委員会の委員長及び副委員長を互選していただきます。

委員会の場所を議員控え室と定めます。

暫時休憩します。

休憩 午後 3時33分

再開 午後 3時34分

○議長（杉浦治俊君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

決算審査特別委員会の委員長及び副委員長の互選の結果をお知らせします。

委員長に保池穂好君、副委員長に肥後充浩君が決定しました。

以上、互選の結果をお知らせしました。

△ 日程第17 議案第39号 宇検村コミュニティバス運行条例の制定について

○議長（杉浦治俊君）

日程第17、議案第39号、宇検村コミュニティバス運行条例の制定についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

○村長（元山公知君）

議案第39号について、提案理由のご説明をいたします。

議案第39号は、宇検村コミュニティバス運行条例の制定についてですが、宇検村コミュニティバスの運行について、便利で利用しやすい公共交通体系を構築するための条例を定めるもので、議会の議決を求めるものです。

よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（杉浦治俊君）

これで提案理由の説明は終わりました。

これから、質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（杉浦治俊君）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（杉浦治俊君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第39号、宇検村コミュニティバス運行条例の制定についてを採決いたします。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（杉浦治俊君）

異議なしと認めます。

議案第39号、宇検村コミュニティバス運行条例の制定については、原案のとおり可決されました。

△ 日程第18 議案第36号 令和4年度宇検村一般会計補正予算について

○議長（杉浦治俊君）

日程第18、議案第36号、令和4年度宇検村一般会計補正予算についてを議題とします。

本件について、提出者の説明を求めます。

○村長（元山公知君）

議案第36号について、提案理由のご説明をいたします。

議案第36号は、令和4年度宇検村一般会計補正予算についてですが、規定の予算に1億3,197万3,000円を追加し、歳入歳出予算総額をそれぞれ34億7,985万4,000円とするため議会の議決を求めるものです。

よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（杉浦治俊君）

これで、提出者の説明は終わりました。

これから、質疑を行います。

質疑ありませんか。

○2番（壽山新太郎君）

すみません。11ページの33目10節の需用費、防災ラジオの300台419万1,000円計上してございますが、こちら今現在の村民が購入したラジオの台数を教えてください。

○総務課長（原田俊昭君）

お答えいたします。現在のところ200台注文して200台出ております。プラス100台、今現在注文をしているところでございます。その全て含めて300台でございます。

○2番（壽山新太郎君）

かなり注文数が多いと聞いて、在庫が足りなかったとお聞きしておりますが、村民がですね、私も1台購入したんですが、これ、どこで買ったのかとか、いろいろ聞かれるところもございまして、村民に対する周知がどのような形で行っているのか、お伺いします。

○総務課長（原田俊昭君）

この防災ラジオの村民への周知でございますが、もちろん防災無線では周知しております。加え

てチラシですね、全戸配布をして周知してございます。この発売が確か6月からだったと思いますが、その前にチラシを配布してございます。

○2番（壽山新太郎君）

チラシで周知をしているということでございますが、今回、プラス100台を追加でしたということで合計300台、これから先、周知をした場合に、また注文数が増えてですね、在庫切れの発生がないとか、そういったところの対応がどのような形で行うのかお伺いします。

○総務課長（原田俊昭君）

お答えいたします。ただいま予約で受け付けてございまして、まだ予約段階では10台ぐらいだったと思いますが、この後の100台ですね、が来るのが9月いっぱいぐらいですね、には入る予定であります。もちろん今後周知をする場合、今から冬になっていくときにはですね、窓を閉めたりして、また聞こえない、屋外の無線が聞こえないとかいうときはですね、やはりそういったときに需要も出て来るとお思いますので、そういったときにあわせて、その注文状況を見て、またプラスで発注をして対応をしていきたいと思っております。

○2番（壽山新太郎君）

もう1点お願いします。12ページの33目の18節の補助金の地域コミュニティ総括支援事業助成金集落支援420万、これは去年もいただいた、各集落に配布する支援助成金でよろしかったでしょうか。

○総務課長（原田俊昭君）

集落の豊年祭がもう3年連続ないという状況にあります。豊年祭だけじゃなくて、いろんなものに影響が出てございます。そういうことを含めて、今回も同じように計上させていただきました。

○議長（杉浦治俊君）

ほかに質疑ありませんか。

○1番（倉本富夫君）

15ページの1項の11款の需用費旧チップセンター壁撤去等とあるんですけど、これ、壁を撤去して、今後またどういう活用方法をするのか教えてください。

○産業振興課長（柳 栄治君）

お答えします。現在、畠納開発がバークの粉碎をしている元々のチップ工場の跡地の施設なんです、その中にもともと機械を機器類を置いている大きな瓦みみたいな、コンクリートの壁が2方にあるんですが、その壁を全部撤去して中の施設の活用を図るということです。

○議長（杉浦治俊君）

ほかに質疑ありませんか。

○3番（保池穂好君）

すみません、11ページの33目の17節の備品購入費なんですけども、加工施設機材一式548万4,000円なんですけれども、これの説明をお願いしますのと、次のページの12ページ、農業資材高騰対策補助金なんですけれども、農業資材ということなんですけれども、対象品目とか、何かこう分かり

やすく説明していただければと思います。

○産業振興課長（柳 栄治君）

まず、歳入11ページの備品購入費、現場用備品購入費ですが、これはゆいの館に設置しますスチームコンベクション、そして急騰令臓器、そして真空包装器、この三つの施設を購入する予算でございます。

次に、農業資材高騰対策補助金ですが、これは主に物価の高騰により肥料が高騰しておりますので、JAに宇検村民が肥料を購入しに来たときに、高騰した分に関しては村が補助をする。一般の方を買っていただく場合には、その高騰する前の金額で買っていただく。品目は肥料の26項目になります。以上です。

○3番（保池穂好君）

そのスチームコンベクションとかなんですけど、ちょっとすみません、どういった何ですかね、機械というか、効果というか、それをちょっとお伺いしたいのと、農業資材ということなんですけれども、肥料というような解釈でよろしいんですかね。はい、分かりました。その補助品が新型コロナウイルスのほうでやっているんですけれども、肥料価格の高騰対策事業を使わないでこれでやった理由等を教えていただければと思います。

○産業振興課長（柳 栄治君）

まず、スチームコンベクションでございますが、これはケンムンの館などに出品するお菓子とかを焼くようなオーブンのような機械でございます。

次に、コロナ交付金のほうで肥料の差額分を負担した件でございますが、国が物価高騰の補助金、それを示したのが多分先月だったと思うんですが、このコロナ交付金もそういった物価高騰に関しての補助金でしたので、それを先に利用して、ほかの市町村も対応するということでしたので、村のほうも協議をして早い段階からこのコロナ交付金を使って差額を補助したいという考えで取り組みを行っております。

○議長（杉浦治俊君）

ほかに質疑ありませんか。

○5番（肥後充浩君）

11ページの33の新型コロナ、これ大概補助率が100%に近いと思ったんですけど、この一般財源の1,026万1,000円は、これはどれに使っている金なんでしょうか。ほかのは多分1,500万ぐらいは国からの補助金だと思うんですけども、この1,026万1,000円は、これは一般財源ですので持ち出しですので、どれから出ているのか教えてください。

○企画観光課長（辰島月美君）

この新型コロナウイルスの交付金の中で、課をまたいで多くの事業の申請が上がっています。締め切りが8月だったと思うんですけれども、8月までのその事業の申請が締め切られて、それ以外の資金の使途というのは認められないことになっております。実際に執行残が出ることが予想されて

いまして、当初で上げた赤土山、そして湯湾岳のおトイレなどの充実ということで上げたと思うんですけども、全体の事業費の中で、一応事業費よりも多くなる部分は一般財源を当てているんですが、そのあと執行残などでその事業の中で流用をしながら、一般財源を押えていく方向で今後検討していきたいと思います。

○5番（肥後充浩君）

ということは、まあ言えば、先のオープンとか、そういったのにいくら使う、タブレットにいくら使うという、そのちゃんとした、まだその振り分けはできていないということですか、一般財源の。

○企画観光課長（辰島月美君）

ある程度のそれぞれの事業は申請が上がっておりますが、最終的には新型コロナウイルスでの事業費というのが補助金に対してある程度の事業枠を超えてしまったという部分は、今一般財源を当てて予算組をしております。今後、運営して行く中で、前回、去年もそうだったんですけども、例えば貸切バスの補助金に対して事業を執行しているんですが、コロナ禍の中で思ったように執行がなく、残金が出たということで、そのお金はもちろん国に返済するんですけども、事業の中で流用ができるという部分でいったら、ある程度の執行残を予想しながら予算を枠立てていったほうが、全体の交付金をうまく運用ができるというのを考えて、一般財源のほうがちょっと増えているんですが、最終的には調整をしていく予定になっています。

○5番（肥後充浩君）

理由は分かりますけれども、特にどれが一番多かったか、多く配分されているのかとか、そういったのは分かってないですか。

○企画観光課長（辰島月美君）

赤土山の水道関係ですね、ポンプ、それと湯湾岳のほう、そちらのほうを一般財源の持ち出しということで調整させて、県のほうに申請を上げています。

○議長（杉浦治俊君）

ほかに質疑ありませんか。

○3番（保池穂好君）

すみません。12ページの先ほどの農業、肥料の件なんですけれども、JAのみということですか。例えば、村外で買ってきたりする方もいらっしゃると思うんですけど、そういった方には、例えば領収証とか、あれとかを持って来て補助するということはないということですかね。

○産業振興課長（柳 栄治君）

議員がおっしゃった村外の量販店とかで買う分に関しては、領収証を出してというところまでは、現在考えておりません。農協で購入する宇検村民の方のみ補助をするという考えでございます。

○6番（吉永常明君）

まず10ページ、10ページの1目防災士資格の習得なんですけど、これはどなたが対象になるのかと、それから17ページ、4目で工事請負の変更をされているんですけども、これ、こういった内容で工事変更したのか。というのは、これ修繕費が80万で測量委託が320万と、これはどういう仕事でこういうふうになるのか、ちょっと説明をお願いします。

○総務課長（原田俊昭君）

それでは、10ページの1目のほうから、防災士の資格取得補助でございますが、これは5名の方に取っていただこうと思っておりますが、これはまだ現在、誰とかは決まっておらずですね、校区がございますよね、村内の、できたらその校区から1名ぐらいずつ防災士の資格を取っていただけたらありがたいと思って、今から募集をして、この防災士の資格を取っていただきたいと思っていますところ。と言いますのも、来年ですね、1月の下旬ですか、奄美のほうでこういう試験があるというのを聞いたもんですから、ぜひその機会に取っていただけたらいいという考えでございます。と言いますのも、全国でこういったこの防災士の資格の助成を全部または一部の助成ということで行って、各市町村、どんどん進めている現状でございますので、宇検村もできたらこの資格を取っていただける方がおられたら、集落の自主防災組織がですね、充実してくるんじゃないかと思っております。

○建設課長（栄 平四郎君）

17ページの4目村単道路整備事業の湯湾大榎線の変更なんですけど、まず最初、舗装を、場所ですけど、湯湾岳の三差路から2キロぐらい先になりますが、50mぐらいの区間で片側しているところがあるんですよ。そこの当初、舗装だけを見て400万で工事請負費で計上しておりました。ですが、再調査をして現場に行ってみるとですね、舗装をして、このまま右側を通すと、そのまま大型バスとか通った場合に、道路が崩落する恐れがあるということが、崩落するんじゃないかなと思われることがあったもんですから、半車線だけを舗装修繕して、あとの右側というか、ここから行けば右側があるんですけど、ブロック積みが谷側に倒れてきているんですよ。それをそのままにすると大きな災害が起きるか、また人的な災害が起きることも予想されたため、そこに測量試験費を入れて測量して、あと国の補助とか、災害防除事業とか、いろいろ補助がありますので、その事業に生かせたらと思って組み替えて修繕費と請負費を当ててあります。以上です。

○6番（吉永常明君）

総務課長のさっきの話ですけど、その防災士というのは各校区から1人ぐらいということだったんですけど、それは各校区の消防団だけでなく、一般に広く応募するということですか。

○総務課長（原田俊昭君）

はい、そのとおりですね、消防団だけではなく広く全ての方に募集をかけたいと思っております。

○6番（吉永常明君）

さっきの湯湾大榎線ですけど、さっきの課長の説明でしたら、今回は見積りを、測量をしていた

だいて簡単な要は修繕をして、来年以降になるかしらんけど、予算を当てて道路を改良するという
ことでいいんですかね。

○建設課長（栄 平四郎君）

片側だけは修繕で工事請負費があったもんですから、片側だけ50mは修繕してございます。

○議長（杉浦治俊君）

ほかに質疑ありませんか。

○5番（肥後充浩君）

17ページの7款の河川総務費の、今度1,250万増額していますけど、前も確かこれ、当初でも予算
化されていると思うんですけども、その増額の理由と、災害復旧、査定を終わりましたか。そして
もし査定の金額が分かればその金額と、大体査定の補助率がどれぐらいだったのか、その辺まで教
えてください。

○建設課長（栄 平四郎君）

まずはじめに、河川総務費のほうですが、当初でも組んでおりました田検川と新小勝川と阿室川
と平田のほうの川を組んでおりました。それでちょっと足りなくなって、土量が多くて足りなくな
っていくところがありまして、その分の追加です。

それと災害復旧事業費ですが、本工事として3,514万9,000円になっております。査定でも100%近
い採択をいただいております。国の補助率ですが、現在80%予定になっております。以上です。

○3番（保池穂好君）

すみません、16ページの10節の宇検芦検漁港修繕ありますけど、これの修繕内容を教えてもらい
たいのと、10ページに戻ってもらって、先ほど吉永議員からも質問がありました、この防災士資格
を取っていただいた後、どういった計画があるのか、ちょっとお尋ねしたいと思います。

○建設課長（栄 平四郎君）

16ページの水産総務費ですが、宇検と芦検漁港の修繕、宇検漁港のほうが旧売店から海のほうに
行く旧施設、物揚げ場になります。その車止め、周りに車止めをする費用で165万。芦検漁港のほ
うが伊仁分区になりますが、補助対象外の防舷材が老朽化してないところとかありますので、それ
が9基227万追加しております。以上です。

○総務課長（原田俊昭君）

それでは10ページの先ほどの防災士のところですが、この防災士の資格は民間の資格で、これを
取ったから何かをしなければいけないとか、そういう権利とか、義務とか、そういうのは全くな
く、あくまでもボランティア活動になります。ですけれども、取っていただくからにはですね、こ
ういったお金を使って取っていただくからには、集落の自主防災組織で活動していただきたい。そ
して防災意識の向上を図っていただきたいと思っております。

○議長（杉浦治俊君）

本日の会議時間は都合により延長します。

異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（杉浦治俊君）

異議なしと認めます。

それでは、3番、保池穂好君。

○3番（保池穂好君）

すみません、防災資格を取って地域でですね、活躍してほしいということは、すごいいいことだなと思うんですけども、せっかく勉強されて資格を取るわけですから、村の防災計画とか、そういったような委員とかで選任してですね、呼んだりすることは考えられていないのか、ちょっとお伺いしたいと思います。

○総務課長（原田俊昭君）

この防災士の資格を取っていただいた方には、ぜひいろんな会合とかにも出席していただきたいし、考えているのは、1回取っただけで終るんじゃないくて、そういった研修会があるときに、また参加していただきたいので、毎年声をかけてですね、絶えずその資格を取ったときの気持ちを忘れずに続けていってもらいたいので、研修をしていただくこと、そしてまた村とか、集落のいろんな活動には積極的に参加していただきたいと思っております。

○議長（杉浦治俊君）

ほかに質疑ありませんか。

○2番（壽山新太郎君）

すみません、12ページの農業資材高騰対策の補助金のこと、何度もすみません。こちらにつきましては、かなり村民の方も肥料高騰関係につきましては、大変気になっているところだと思いますが、これ、決定しましたら村民への周知方法についてはどのような形で周知するのかお伺いをいたします。

○産業振興課長（柳 栄治君）

それではお答えします。広報としましては、一応JAのほうで購入する前にチラシ等で説明をしてもらうのと、今後はまた広報紙などに掲載をして、村民の周知を図りたいと考えております。

○議長（杉浦治俊君）

ほかに質疑ございませんか。

○2番（壽山新太郎君）

この肥料対策助成金の期間は、いつからいつまでと決まっておりますか。

○産業振興課長（柳 栄治君）

お答えします。期間のほうは一応7月1日から3月31日ということでやっておりますが、農協からの請求は、この補正予算が通った後に前月分の請求をしていただく。3月31日までの分を今回の予算のほうで計上しております。

○2番（壽山新太郎君）

すみません、この高騰した部分を助成するということですよね。例えば、肥料を買いました。高騰分のやつは後から農協が請求して、その買った本人にその上がった分が振り込みか何かでくるんですか。

○産業振興課長（柳 栄治君）

購入される方は以前と同じ金額で購入をしていただきます。その差額の分だけをまとめてJAのほうから村に請求をしていただくという形になります。

○2番（壽山新太郎君）

そういったのも含めてですね、村民の方への周知のほう、よろしくお願いします。

○議長（杉浦治俊君）

ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（杉浦治俊君）

質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（杉浦治俊君）

討論なしと認めます。

これで、討論を終わります。

これから、議案第36号、令和4年度宇検村一般会計補正予算についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（杉浦治俊君）

異議なしと認めます。

議案第36号、令和4年度宇検村一般会計補正予算については、原案のとおり可決されました。

△ 日程第19 議案第37号 令和4年度宇検村国保事業特別会計補正予算について

○議長（杉浦治俊君）

日程第19、議案第37号、令和4年度宇検村国保事業特別会計補正予算についてを議題とします。

本案についての提案理由の説明を求めます。

○村長（元山公知君）

議案第37号について、提案理由のご説明をいたします。

議案第37号は、令和4年度宇検村国保事業特別会計補正予算についてですが、規定の予算に50万7,000円を追加し、歳入歳出予算総額をそれぞれ2億1,319万4,000円とするため議会の議決を求めるものです。

よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（杉浦治俊君）

これで、提案理由の説明を終わりました。

これから、質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（杉浦治俊君）

質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（杉浦治俊君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第37号、令和4年度宇検村国保事業特別会計補正予算についてを採決いたします。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（杉浦治俊君）

異議なしと認めます。

議案第37号、令和4年度宇検村国保事業特別会計補正予算については、原案のとおり可決されました。

△ 日程第20 議案第38号 令和4年度宇検村簡易水道事業特別会計補正予算について

○議長（杉浦治俊君）

日程第20、議案第38号、令和4年度宇検村簡易水道事業特別会計補正予算についてを議題とします。

本案についての提案理由の説明を求めます。

○村長（元山公知君）

議案第38号について、提案理由のご説明をいたします。

議案第38号は、令和4年度宇検村簡易水道事業特別会計補正予算についてですが、規定の予算に

402万6,000円を追加し、歳入歳出予算総額をそれぞれ2億6,237万6,000円とするため議会の議決を求めるものです。

よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（杉浦治俊君）

これで、提案理由の説明を終わりました。

これから、質疑を行います。

質疑ありませんか。

○6番（吉永常明君）

この漏水の原因と修繕箇所が場所が分かりましたらお願いします。

○建設課長（栄 平四郎君）

この中には、これからまた漏水が起こる可能性があるんじゃないかという想定のも入っていますが、今のところ修繕料としては湯湾の配水池の水位計が故障していますのでその取り替えと、配水池のポンプの故障もありますので、その取り替えと、あと芦検のほうで芦検今里線のほうで管の調査を行った際に、まだ舗装をされてないので、その修繕料と、あとまた屋鈍の配水池のほうで中の清掃作業等を行いたいと考えておりますので、その費用になっております。以上です。

○6番（吉永常明君）

今課長が話されたのは、老朽化が原因なんですかね。

○建設課長（栄 平四郎君）

老朽化も含まれると思いますし、経年劣化、どうでしょうね、耐用年数がきたのものもありますので、この水位計とかに関しては耐用年数だと思われます。あとは管とかに、管の修理とかなると、やっぱり老朽化が多くなってきている状況です。以上です。

○議長（杉浦治俊君）

ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（杉浦治俊君）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（杉浦治俊君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第38号、令和4年度宇検村簡易水道事業特別会計補正予算についてを採決いたします。

す。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（杉浦治俊君）

異議なしと認めます。

議案第38号、令和4年度宇検村簡易水道事業特別会計補正予算については、原案のとおり可決されました。

本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

○事務局長（松井 学君）

ご起立願います。一同、礼。

散会 午後 4時10分

令和 4 年第 3 回宇検村議会定例会

第 2 日

令和 4 年 9 月 20 日

令和 4 年第 3 回宇検村議会定例会会議録
令和 4 年 9 月 2 0 日（火曜日）午前 9 時 3 0 分開議

1. 議事日程（第 2 号）

- 日程第 1 認定第 1 号 令和3年度宇検村一般会計歳入歳出決算について
- 日程第 2 認定第 2 号 令和3年度宇検村国保事業特別会歳入歳出決算について
- 日程第 3 認定第 3 号 令和3年度宇検村国保施設事業特別会歳入歳出決算について
- 日程第 4 認定第 4 号 令和3年度宇検村簡易水道事業特別会歳入歳出決算について
- 日程第 5 認定第 5 号 令和3年度宇検村農業集落排水事業特別会歳入歳出決算について
- 日程第 6 認定第 6 号 令和3年度宇検村漁港漁村集落排水事業特別会歳入歳出決算について
- 日程第 7 認定第 7 号 令和3年度宇検村介護保険事業特別会歳入歳出決算について
- 日程第 8 認定第 8 号 令和3年度宇検村後期高齢者医療事業特別会歳入歳出決算について
(以上8件一括上程・委員長報告・討論・採決)
- 日程第 9 議案第40号 宇検村職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について
(説明・質疑・討論・採決)
- 日程第 10 同意第 4号 宇検村教育委員会教育長の任命につき同意を求めることについて
(説明・質疑・討論・採決)
- 日程第 11 諮問第 1号 人権擁護委員の推薦につき議会の意見を求めることについて
(説明・質疑・討論・採決)
- 日程第 12 議員派遣の件について
- 日程第 13 常任委員会の閉会中の所管事務調査の件について
- 日程第 14 議会運営委員会の閉会中の所管事務調査の件について

○閉会の宣言

1. 本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

1. 出席議員

議席番号	氏 名	議席番号	氏 名
1 番	倉 本 富 夫 君	2 番	壽 山 新太郎 君
3 番	保 池 穂 好 君	4 番	海 原 隆 家 君
5 番	肥 後 充 浩 君	6 番	吉 永 常 明 君
7 番	喜 島 孝 行 君	8 番	杉 浦 治 俊 君

1. 欠席議員

なし

1. 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

事 務 局 長 松 井 学 君 書 記 楠 田 綾 香 君

1. 説明のため出席した者の職氏名

村 長	元 山 公 知 君	企画観光課長	辰 島 月 美 君
教 育 長	村 野 巳代治 君	教育委員会事務局長	藤 貴 文 君
総 務 課 長	原 田 俊 昭 君	建 設 課 長	栄 平四郎 君
保健福祉課長	保 枝 力 人 君	住民税務課長	柳 百々代 君
会 計 課 長	小 松 洋 仁 君	産業振興課長	柳 栄 治 君

△ 開 会 午前9時30分

○事務局長（松井 学君）

ご起立願います。一同、礼。

○議長（杉浦治俊君）

これから、本日の会議を開きます。

△ 日程第1 認定第1号 令和3年度宇検村一般会計歳入歳出決算について

△ 日程第2 認定第2号 令和3年度宇検村国保事業特別会計歳入歳出決算について

△ 日程第3 認定第3号 令和3年度宇検村国保施設事業特別会計歳入歳出決算について

△ 日程第4 認定第4号 令和3年度宇検村簡易水道事業特別会計歳入歳出決算について

△ 日程第5 認定第5号 令和3年度宇検村農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算について

△ 日程第6 認定第6号 令和3年度宇検村漁港漁村集落排水事業特別会計歳入歳出決算について

△ 日程第7 認定第7号 令和3年度宇検村介護保険事業特別会計歳入歳出決算について

△ 日程第8 認定第8号 令和3年度宇検村後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出の決算について

○議長（杉浦治俊君）

日程第1、認定第1号、令和3年度宇検村一般会計歳入歳出決算についてから、日程第8、認定第8号、令和3年度宇検村後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算についてまでの8件を一括議題といたします。

本8件について、決算審査特別委員長の報告を求めます。

○決算審査特別委員長（保池穂好君）

皆さん、おはようございます。令和4年第3回定例会において全員で構成する決算審査特別委員会に付託されました令和3年度宇検村一般会計歳入歳出決算及び7特別会計歳入歳出決算審査の結果を下記のとおり報告いたします。

《審査の概要》

令和3年度宇検村一般会計歳入歳出決算及び国保事業、国保施設事業、簡易水道事業、農業集落排水事業、漁港漁村集落排水事業、介護保険事業、後期高齢者医療事業の決算審査について審査いたしました。

住民の税収を財源に住民生活や福祉向上のために、単年度にどれほどの行政効果・経済効果をもたらしたか、無駄を省いた歳入・歳出が明確化されているか、又、全ての村民に公正、公平に行政運営が行われているかを重点に審査した結果、全会一致で原案のとおり認定すべきものと可決いたしました。

審査の詳細については、以下報告いたします。

◎一般会計決算について

歳入決算総額39億9,785万9,000円で主な内訳は自主財源8億775万9,000円で20.3%、依存財源は31億9,010万円で79.7%、繰越金は2億2,467万3,000円で5.6%となっております。

財源比率においては依存財源頼みの行政運営ですが、今後も知恵を出し工夫を行いながら、更なる自主財源確保のための取り組みを望みます。

村税と税外収入については、現年度の徴収率が99.6%となっており、職員の取組が高く評価できるが、収入未済総額は845万8,000円、不納欠損額が32万6,000円と多額で深刻な状況にあります。主な収入未済額については、村税の固定資産税が208万5,000円で不納欠損額は32万6,000円、住宅使用料が618万8,000円であり、前年度より86万円減少している。滞納者対策については、村民の公平公正な観点からも適正な徴収対策をしていただくことを強く望みます。歳出決算総額は37億3,744万9,000円で、内訳は義務的経費13億2,028万4,000円で前年度比1億4,302万2,000円の増、投資的経費8億4,316万8,000円で前年度比3億875万2,000円の減、その他の物件費、繰出金等は15億7,129万7,000円で前年度比3億2,444万9,000円の増で、本年度歳出総額は前年度比1億5,871万9,000円の増となっております。

令和3年度、歳入歳出差引額2億6,311万円が翌年度へ繰越となっており、繰越金が多額にならないよう検討を望む。少子高齢化で人口減少に歯止めが立たない現状ですが、職員一丸となって村民への福祉向上・経済活性化に努めるよう切望いたします。

◎特別会計決算について

7特別会計歳入決算総額8億8,180万円で、前年度比24.7%の減、歳出決算総額8億3,732万1,000円で前年度比27.7%の減となっております。

国民健康保険事業においては、現年度の税の徴収率は96.5%で前年度より0.2ポイント高く、収入未済総額は112万5,000円であります。

その他の6特別会計で収入未済総額は435万6,000円、現年度の使用料徴収を中心に行っているためではあるが、滞納額が高額となっており、今後一般会計と同様に、全庁的な取り組みが必要と考えます。

本来、特別会計は独立採算が原則であるが、依然として一般会計からの繰入が多く、一般会計の財政を圧迫している状況は長期的な計画や抜本的な対策が求められます。

集落排水事業の加入率については、8割の加入率となっておりますが、引き続き加入率の向上に努めていただきたいと思います。漁港漁村集落排水事業は、89.6%が繰入の現状から将来を見据えた抜本的な対策と、村としての将来の方向性を引き続き摸索する必要があると考えます。

令和3年度決算は概ね初期の目的に沿って執行されたと評価します。

経常収支比率90.5%、実質公債費比率9.0%、将来負担比率はなしで、改善傾向にあるが、財政健全化に向けて尚一層の努力を切望する。

又、一般会計及び7特別会計の起債残高合計は51億1,419万3,000円です。財政の弾力化、健全化にむけて、更なる行財政改革の持続的な努力と自主財源確保のための施策が求められることが今後の課題と言えます。

＜主な質疑・意見＞

・滞納対策について、他の課と情報を共有しながら徴収対策を全庁的に取り組んでもらい、島外の徴収についても積極的に実施してもらいたい。

・海岸の漂着軽石については、県と連携を取り実施してほしい。

・集落助成金について、集落の活力活性化の目的ではあるが、長期化するコロナ禍の中、今後の在り方について検討の必要がある。

・公用車のリース利用が増えているが、今後の公用車の導入について方向性を検討する必要があるのではないか。

・ケンムンの館駐車場について、整備後に不備が出ないように十分検討してほしい。

・特定検診等の受診率アップのための周知広報をお願いしたい。

・漁港漁村集落排水事業については、合併浄化槽への移行や農業集落排水への移行など、将来負担を考慮し、今後の方向性について十分検討の必要がある。

《審査の結果》

本決算審査特別委員会に付託された令和3年度一般会計及び7特別会計決算は、全会一致で認定することに決定しました。

新型コロナウイルスの影響により、村内の経済や住民活動に大きな影響が出ている中で、日常生活や経済・社会活動を継続できるよう様々な施策を実施されることを強く望みます。

最後に、執行部は本特別委員会の指摘と提言を真摯に受け止められ、職員一人一人が問題意識をもって財政の健全運営に努め、改善を行い、地域の活性化に取り組む事を強く要望して、令和3年度決算審査特別委員会の報告といたします。

○議長（杉浦治俊君）

ただいま委員長報告がありましたが、全員で構成する特別委員会で慎重に審査が尽くされておりますので、認定第1号から認定第8号までの委員長に対する質疑は省略したいと思います。

これから、認定第1号から認定第8号までの8件を一括して討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（杉浦治俊君）

討論なしと認めます。

これから、認定第1号、令和3年度宇検村一般会計歳入歳出決算についてを採決いたします。

この採決は起立によって行います。

本件に対する委員長報告は、認定すべきものとの報告であります。

本件は、委員長の報告のとおり認定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（杉浦治俊君）

起立多数です。

認定第1号、令和3年度宇検村一般会計歳入歳出決算については、認定することに決定しました。

日程第2、認定第2号、令和3年度宇検村国保事業特別会計歳入歳出決算についてを採決いたします。

この採決は起立によって行います。

本件に対する委員長報告は、認定すべきものとの報告であります。

本件は、委員長の報告のとおり認定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（杉浦治俊君）

起立多数です。

認定第2号、令和3年度宇検村国保事業特別会計歳入歳出決算については、認定することに決定しました。

日程第3、認定第3号、令和3年度宇検村国保施設事業特別会計歳入歳出決算についてを採決いたします。

この採決は起立によって行います。

本件に対する委員長報告は、認定すべきものとの報告であります。

本件は、委員長の報告のとおり認定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（杉浦治俊君）

起立多数です。

認定第3号、令和3年度宇検村国保施設事業特別会計歳入歳出決算については、認定することに決定しました。

日程第4、認定第4号、令和3年度宇検村簡易水道事業特別会計歳入歳出決算についてを採決いたします。

この採決は起立によって行います。

本件に対する委員長報告は、認定すべきものとの報告であります。

本件は、委員長の報告のとおり認定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（杉浦治俊君）

起立多数です。

認定第4号、令和3年度宇検村簡易水道事業特別会計歳入歳出決算については、認定することに決

定しました。

日程第5、認定第5号、令和3年度宇検村農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算についてを採決いたします。

この採決は起立によって行います。

本件に対する委員長報告は、認定すべきものの報告であります。

本件は、委員長の報告のとおり認定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（杉浦治俊君）

起立多数です。

認定第5号、令和3年度宇検村農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算については、認定することに決定しました。

日程第6、認定第6号、令和3年度宇検村漁港漁村集落排水事業特別会計歳入歳出決算についてを採決いたします。

この採決は起立によって行います。

本件に対する委員長報告は、認定すべきものの報告であります。

本件は、委員長の報告のとおり認定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（杉浦治俊君）

起立多数です。

認定第6号、令和3年度宇検村漁港漁村集落排水事業特別会計歳入歳出決算については、認定することに決定しました。

日程第7、認定第7号、令和3年度宇検村介護保険事業特別会計歳入歳出決算についてを採決いたします。

この採決は起立によって行います。

本件に対する委員長報告は、認定すべきものの報告であります。

本件は、委員長の報告のとおり認定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（杉浦治俊君）

起立多数です。

認定第7号、令和3年度宇検村介護保険事業特別会計歳入歳出決算については、認定することに決定しました。

日程第8、認定第8号、令和3年度宇検村後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算についてを採決いたします。

この採決は起立によって行います。

本件に対する委員長報告は、認定すべきものとの報告であります。

本件は、委員長の報告のとおり認定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（杉浦治俊君）

起立多数です。

認定第8号、令和3年度宇検村後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算については、認定することに決定しました。

△ 日程第9 議案第40号 宇検村職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（杉浦治俊君）

日程第9、議案第40号、宇検村職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

○村長（元山公知君）

皆様、おはようございます。それでは、議案第40号について、提案理由のご説明をいたします。

議案第40号は、宇検村職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例についてですが、地方公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴い条文を改正するもので、議会の議決を求めるものです。

よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（杉浦治俊君）

これで、提案理由の説明は終わりました。

これから、質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（杉浦治俊君）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（杉浦治俊君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第40号、宇検村職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（杉浦治俊君）

異議なしと認めます。

議案第40号、宇検村職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

△ 日程第10 同意第4号 宇検村教育委員会教育長の任命につき同意を求めることについて

○議長（杉浦治俊君）

日程第10、同意第4号、宇検村教育委員会教育長の任命につき同意を求めることについてを議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

○村長（元山公知君）

同意第4号について、提案理由のご説明をいたします。

同意第4号は、宇検村教育委員会教育長の任命につき同意を求めることについてですが、宇検村教育委員会教育長に宇検村湯湾58番地2の村野巳代治氏を任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条1項の規定により議会の同意を求めるものです。

よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（杉浦治俊君）

これで提案理由の説明は終わりました。

これから、質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（杉浦治俊君）

質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（杉浦治俊君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、同意第4号、宇検村教育委員会教育長の任命につき同意を求めることについてを採決いたします。

この採決は起立によって行います。

本件これに同意することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（杉浦治俊君）

起立多数です。

したがって、同意第4号、宇検村教育委員会教育長の任命につき同意を求める件については、同意することに決定しました。

△ 日程第11 諮問第1号 人権擁護委員の推選につき議会の意見を求めることについて

○議長（杉浦治俊君）

日程第11、諮問第1号、人権擁護委員の推選につき議会の意見を求めることについてを議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

○村長（元山公知君）

諮問第1号について、提案理由のご説明をいたします。

諮問第1号は、人権擁護委員の推選につき議会の意見を求めることについてですが、人権擁護委員として宇検村宇検525番地の津田政俊氏を推選したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により議会の意見を求めるものであります。

よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（杉浦治俊君）

これで、提案理由の説明は終わりました。

これから、質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（杉浦治俊君）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（杉浦治俊君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、諮問第1号、人権擁護委員の推選につき議会の意見を求めることについてを採決いたします。

お諮りします。

本件は、お手元にお配りしました意見のとおり適任と答申したいと思います。

ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（杉浦治俊君）

異議なしと認めます。

したがって、諮問第1号、人権擁護委員の推選につき議会の意見を求めることについては、意見書のとおり答申することに決定しました。

△ 日程第12 議員派遣の件について

○議長（杉浦治俊君）

日程第12、議員派遣の件についてを議題とします。

お諮りします。

お手元に配付のとおり本村議会議員を派遣することにしたいと思います。

ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（杉浦治俊君）

異議なしと認めます。

お手元に配付のとおり本村議会議員を派遣することに決定しました。

△ 日程第13 常任委員会の閉会中の所管事務調査の件について

○議長（杉浦治俊君）

日程第13、常任委員会の閉会中の所管事務調査の件についてを議題とします。

総務文教常任委員長及び建設経済常任委員長からの所管事務調査のうち、会議規則第75条の規定によって、お手元にお配りした所管事務調査事項について、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。

それぞれの委員からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（杉浦治俊君）

異議なしと認めます。

したがって、各委員会からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました、

△ 日程第14 議会運営委員会の閉会中の所管事務調査の件について

○議長（杉浦治俊君）

日程第14、議会運営委員会の閉会中の所管事務調査の件についてを議題とします。

議会運営委員長から会議規則第75条の規定によってお手元にお配りしてあります本会議の会期日程と会議の運営に関する事項及び議長の諮問に関する事項について、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。

委員長からの申し出のとおり閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（杉浦治俊君）

異議なしと認めます。

したがって、委員長からの申し出のとおり閉会中の継続調査とすることに決定しました。

これで本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

令和4年第3回宇検村議会定例会を閉会します。

○事務局長（松井 学君）

ご起立願います。一同、礼。

閉会 午前 9時55分

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

宇検村議会議長 杉 浦 治 俊

宇検村議会議員 保 池 穂 好

宇検村議会議員 海 原 隆 家

令和 4 年第 2 回宇検村議会臨時会

令和 4 年 10 月議会

令和4年第2回宇検村議会臨時会会期日程

10月4日（火）開会～10月4日（火）閉会 会期1日間

日 次	月 日	曜 日	会 議 ・ 休 会 ・ その他
第 1 日	10月4日	火	本会議（開会・議案審議・閉会）

令和 4 年第 2 回宇検村議会臨時会

第 1 日

令和 4 年 10 月 4 日

令和 4 年第 2 回宇検村議会臨時会会議録
令和 4 年 1 0 月 4 日（火曜日）午前 9 時 3 0 分開議

1. 議事日程（第 1 号）

○開会の宣告

○日程第 1 会議録署名議員の指名

○日程第 2 会期の決定

○日程第 3 議案第 4 1 号 令和 4 年度宇検村一般会計補正予算について

（説明・質疑・討論・採決）

○日程第 4 議案第 4 2 号 工事請負契約について

（説明・質疑・討論・採決）

○閉会の宣言

1. 本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

1. 出席議員

議席番号	氏 名	議席番号	氏 名
1 番	倉 本 富 夫 君	2 番	壽 山 新太郎 君
3 番	保 池 穂 好 君	4 番	海 原 隆 家 君
5 番	肥 後 充 浩 君	6 番	吉 永 常 明 君
7 番	杉 浦 治 俊 君	8 番	喜 島 孝 行 君

1. 欠席議員 なし

1. 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

事 務 局 長 松 井 学 君 書 記 楠 田 綾 香 君

1. 説明のため出席した者の職氏名

村 長 元 山 公 知 君	企画観光課長 辰 島 月 美 君
副 村 長 植 田 稔 君	教 育 委 員 会 藤 貴 文 君
教 育 長 村 野 巳代治 君	事 務 局 長 建 設 課 長 栄 平四郎 君
総 務 課 長 原 田 俊 昭 君	住 民 税 務 課 長 柳 百々代 君
保 健 福 祉 課 長 保 枝 力 人 君	産 業 振 興 課 長 柳 栄 治 君
会 計 課 長 小 松 洋 仁 君	

△ 開 会 午前9時30分

○事務局長（松井 学君）

ご起立願います。一同、礼。

○議長（杉浦治俊君）

ただいまから、令和4年宇検村議会第2回臨時会を開会します。

本日の会議を開きます。

△日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（杉浦治俊君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、肥後充浩君、吉永常明君を指名します。

△ 日程第2 会期の決定

○議長（杉浦治俊君）

日程第2、会期決定の件を議題とします。

お諮りします。

会期は、本日の1日間としたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（杉浦治俊君）

異議なしと認めます。

会期は、本日の1日間と決定しました。

△日程第3 議案第41号 令和4年度宇検村一般会計補正予算について

○議長（杉浦治俊君）

日程第3、議案第42号、令和4年度宇検村一般会計補正予算についてを議題とします。

本件について、提出者の説明を求めます。

○村長（元山公知君）

皆様、おはようございます。それでは、議案第41号について提案理由のご説明をいたします。議案第41号は、令和4年度宇検村一般会計補正予算についてですが、既定の予算に2,528万8,000円を追加し、歳入歳出予算総額をそれぞれ35億514万2,000円とするため議会の議決を求めるものです。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（杉浦治俊君）

これで、提出者の説明はおわりました。

これから、質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（杉浦治俊君）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（杉浦治俊君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第41号、令和4年度宇検村一般会計補正予算についてを採決いたします。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（杉浦治俊君）

異議なしと認めます。

議案第41号、令和4年度宇検村一般会計補正予算については、原案のとおり可決されました。

△日程第4 議案第42号 工事請負契約について

○議長（杉浦治俊君）

日程第4、議案第42号、工事請負契約についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

○村長（元山公知君）

議案第42号について提案理由のご説明をいたします。

議案第42号は、工事請負契約についてですが、屋鈍防災会館新築工事について株式会社 タイセイ 建設工業 代表取締役 保池広和氏と契約するため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を求めるものです。

よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（杉浦治俊君）

これで、提出者の説明はおわりました。

これから、質疑を行います。

質疑ありませんか。

○1番（倉本富夫君君）

工事の始まりはいつ頃なのか、あと、工事完了はいつ頃なのか教えて下さい。

○建設課長（栄 平四郎君）

はい、お答えします。昨日が仮契約になっておりますので明日から工期の始まりで、終わりが令和5年の3月15日です。以上です。

○議長（杉浦治俊君）

ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（杉浦治俊君）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（杉浦治俊君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第42号、工事請負契約についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（杉浦治俊君）

異議なしと認めます。

議案第42号、工事請負契約については、原案のとおり可決されました。

これで、本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

令和4年第2回臨時会を閉会します。

○事務局長（松井 学君）

ご起立願います。一同、礼。

閉会 午前9時35分

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

宇検村議会議長 杉 浦 治 俊

宇検村議会議員 肥 後 充 浩

宇検村議会議員 吉 永 常 明